

有価証券報告書

事業年度 自 2023年11月1日
(第40期) 至 2024年10月31日

株式会社トップカルチャー

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第40期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	10
3 【事業等のリスク】	10
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
5 【経営上の重要な契約等】	20
6 【研究開発活動】	20
第3 【設備の状況】	21
1 【設備投資等の概要】	21
2 【主要な設備の状況】	23
3 【設備の新設、除却等の計画】	24
第4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【自己株式の取得等の状況】	44
3 【配当政策】	45
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	46
第5 【経理の状況】	62
1 【連結財務諸表等】	63
2 【財務諸表等】	107
第6 【提出会社の株式事務の概要】	123
第7 【提出会社の参考情報】	124
1 【提出会社の親会社等の情報】	124
2 【その他の参考情報】	124
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	125

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年1月30日

【事業年度】 第40期(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

【会社名】 株式会社トップカルチャー

【英訳名】 TOP CULTURE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 清 水 大 輔

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025)232-0008

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 兼 管理本部長 吉 田 勝 一

【最寄りの連絡場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【電話番号】 (025)232-0008

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 兼 管理本部長 吉 田 勝 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
売上高 (千円)	30,127,312	26,407,087	20,905,558	18,953,534	18,414,028
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	476,592	276,145	△187,458	△888,767	△577,243
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△) (千円)	371,310	△1,939,749	△272,846	△1,376,505	△717,624
包括利益 (千円)	373,258	△1,937,580	△286,542	△1,363,227	△719,631
純資産額 (千円)	3,646,731	3,809,150	3,401,951	2,510,233	1,617,769
総資産額 (千円)	20,182,516	18,325,914	18,178,038	17,236,835	15,780,360
1株当たり純資産額 (円)	298.86	136.63	99.39	19.79	△36.98
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額(△) (円)	30.73	△160.52	△22.58	△110.98	△45.97
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	30.66	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.9	20.6	18.5	14.3	10.0
自己資本利益率 (%)	10.8	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	12.0	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,359,493	△2,411,722	220,119	△204,266	795,864
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	124,817	204,952	△23,768	102,261	117,916
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,516,786	1,308,973	62,640	89,104	△1,495,561
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	2,212,414	1,314,617	1,573,608	1,560,708	978,928
従業員数 (ほか、平均臨時雇用 者数) (名)	266 (418)	221 (383)	207 (325)	207 (376)	198 (368)

- (注) 1 第37期、第38期、第39期、第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 第37期、第38期、第39期、第40期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 3 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	2020年10月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年10月
売上高 (千円)	29,453,616	25,727,022	20,486,475	17,965,656	16,707,102
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	456,193	257,572	△199,007	△902,839	△610,110
当期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	354,160	△1,953,916	△279,861	△1,383,995	△738,994
資本金 (千円)	2,007,370	2,007,370	2,007,370	2,342,378	100,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	12,688,000	12,688,000	12,688,000	16,214,400	16,214,400
A種優先株式 (株)	—	15,000	15,000	15,000	15,000
B種優先株式 (株)	—	6,000	6,000	6,000	6,000
純資産額 (千円)	3,629,107	3,775,976	3,360,484	2,463,636	1,553,296
総資産額 (千円)	20,088,929	18,208,724	18,064,504	16,884,924	15,416,371
1株当たり純資産額 (円)	299.63	135.57	98.41	18.73	△39.58
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額) (円)	普通株式 — (—)	普通株式 — (—)	普通株式 6 (3)	普通株式 6 (3)	普通株式 — (—)
	A種優先株式 — (—)	A種優先株式 1,358.90 (—)	A種優先株式 8,000 (4,000)	A種優先株式 8,000 (4,000)	A種優先株式 8,021.92 (4,000)
	B種優先株式 — (—)	B種優先株式 169.86 (—)	B種優先株式 1,000 (500)	B種優先株式 1,000 (500)	B種優先株式 1,002.74 (500)
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額(△) (円)	29.31	△161.69	△23.16	△111.58	△47.34
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	29.25	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.0	20.7	18.6	14.5	10.0
自己資本利益率 (%)	10.3	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	12.6	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (ほか、平均臨時雇用 者数) (名)	243 (404)	199 (369)	179 (313)	164 (295)	148 (276)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込TOPIX)	108.2 (97.1)	96.5 (125.6)	61.6 (124.3)	54.0 (148.9)	46.0 (182.3)
最高株価 (円)	435	384	329	208	210
最低株価 (円)	211	324	200	169	119

- (注) 1 第37期、第38期、第39期、第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2 第37期、第38期、第39期、第40期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 3 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 4 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。当社は2022年4月4日に東京証券取引所の市場区分再編に伴い、市場第一部からスタンダード市場に移行しております。なお、A種優先株式及びB種優先株式は非上場株式であるため、該当事項はありません。
- 5 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 6 第38期まで、関係会社からの当社店舗の一部を賃貸した際の家賃収入について、従来、営業外収益の受取地代家賃に計上しておりましたが、第39期より売上高に含めて計上することに変更したため、第38期については、当該表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。

2 【沿革】

年月	沿革
1986年12月	新潟市女池に、(株)トップカルチャーを資本金1,000万円をもって設立。
1987年5月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)とフランチャイズ契約を締結。 蔦屋書店部門1号店・県庁前店（現 新潟中央インター店）を300坪の大型複合店として開店。
1994年6月	蔦屋書店部門10号店・豊栄店開店。
1996年11月	長野県進出、蔦屋書店諏訪中洲店を出店。
1996年12月	本社を新潟市小針に移転。
1997年7月	700坪の大型店舗、蔦屋書店南万代フォーラム店（現 新潟万代）を出店。
1999年11月	(株)新潟みちのり会を形式上の存続会社とし、株式額面変更のための合併を行い、同日付けで商号を(株)トップカルチャーに変更。
2000年4月	初めて公募により新株式を発行。
2000年4月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2000年10月	(株)トップブックス(資本金3,000万円、現 連結子会社)を設立。中古書籍・CD売買事業に進出。
2001年10月	東京証券取引所市場第二部に上場。
2002年12月	神奈川県進出、蔦屋書店厚木戸室店を出店。
2003年10月	東京都進出、蔦屋書店多摩永山店を出店。
2003年11月	群馬県進出、蔦屋書店伊勢崎平和町店を出店。
2005年4月	東京証券取引所市場第一部に上場。
2005年4月	埼玉県進出、蔦屋書店深谷店を出店。
2007年2月	(株)グランセナフットボールクラブ（資本金3,500万円、現 連結子会社）を設立。 スポーツ関連事業を開始。
2009年11月	(株)アンフォルマの全株式を取得し、完全子会社化。TSUTAYA11店舗を取得。
2010年5月	(株)アンフォルマを吸収合併。
2011年8月	売場面積1,800坪の蔦屋書店前橋みなみモール店を出店、超大型複合書店の出店を開始。
2012年3月	売場面積2,300坪の蔦屋書店フォレオ菖蒲店を出店。
2012年11月	茨城県進出、売場面積1,800坪の蔦屋書店ひたちなか店を出店。
2012年12月	蔦屋書店南万代フォーラム店を1,200坪に増床、蔦屋書店新潟万代としてリニューアル。
2013年3月	宮城県進出、売場面積3,000坪の蔦屋書店仙台泉店を出店。
2015年3月	千葉県進出、蔦屋書店茂原店を出店。
2016年6月	(株)ワールスタッフサービス（資本金500万円、現 連結子会社）を設立。
2018年4月	(株)TSUTAYAより東日本地区の店舗を6店舗譲受。これにより岩手県及び静岡県進出。
2018年9月	(株)ワールスタッフサービスにて脳とこころの訪問看護ステーションを開業。 訪問看護事業を開始。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行。
2023年6月	(株)メソッドカイザーを連結子会社化（資本金1,000万円、現 連結子会社）し、飲食事業を開始。
2023年10月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)よりフランチャイズ事業と卸事業を統合したカルチュア・エクスペリエンス(株)とフランチャイズ契約を締結。

3 【事業の内容】

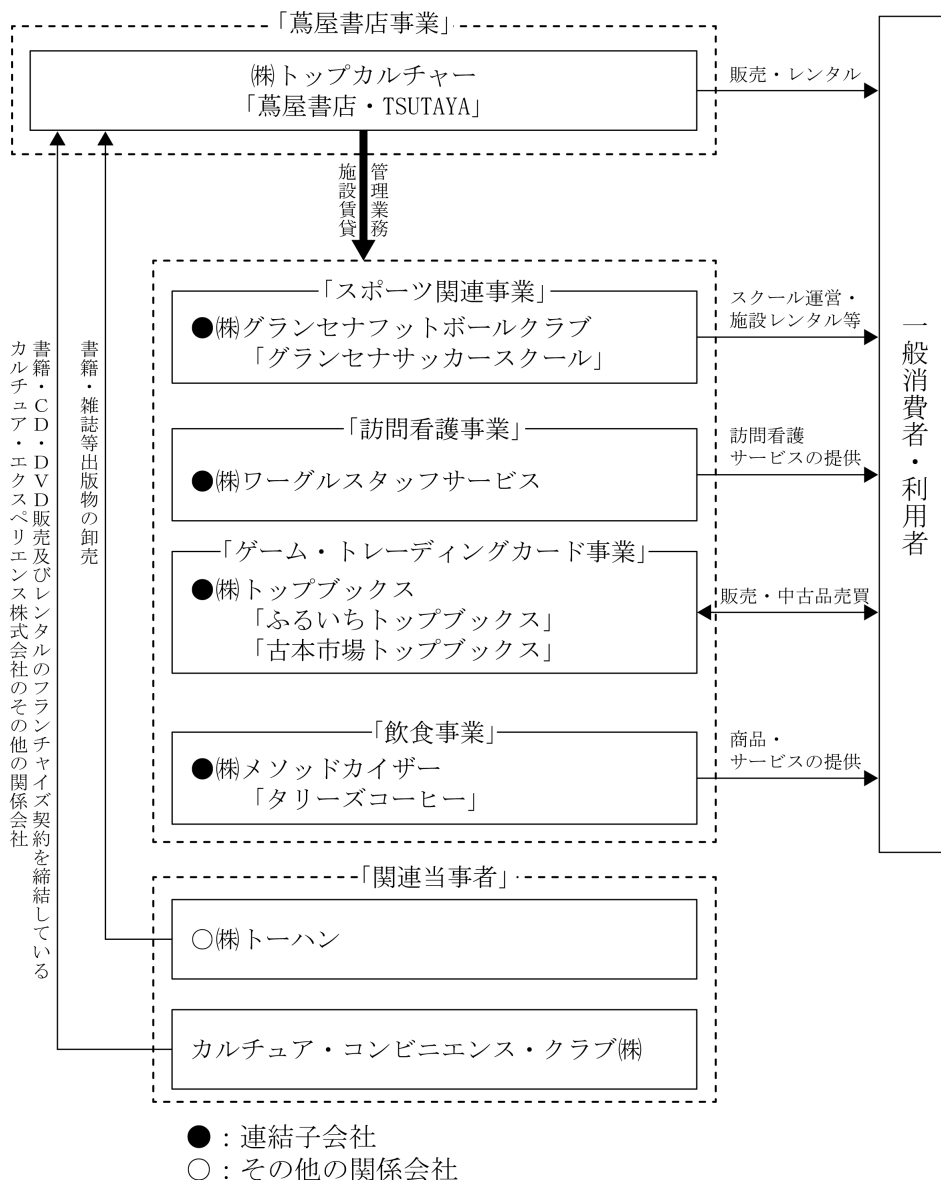
当社グループは、当社及び連結子会社4社の5社で構成されております。

事業コンセプト「日常的エンターテイメントの提供」（後述）を掲げ、地域社会に密着した、家族みんなで楽しめる「コミュニティのための場」の提供を理念に、蔦屋書店事業（小売店舗の運営）を主な事業としております。

当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

事業区分	事業の内容	会社名
蔦屋書店事業	書籍、文具、雑貨等の販売と音楽・映像ソフトの販売及びレンタルを主な事業内容とし、さらに各事業に関するその他のサービス等を含め、日常生活に密着したエンターテインメントの提供を行う大型複合店舗「蔦屋書店」を中心として展開しております。	(当社) ㈱トップカルチャー
ゲーム・トレーディングカード事業	古本、ゲーム、トレーディングカード、音楽・映像ソフト等の販売や買取を主な事業内容としており、「古本市場トップブックス」及び「ふるいちトップブックス」の店舗展開を行っております。	(連結子会社) ㈱トップブックス
スポーツ関連事業	サッカークラブ及びサッカースクールの運営並びにスポーツ施設の企画・経営等を事業内容とし、アマチュアリーグに所属する「グランセナ新潟フットボールクラブ」のほか、「グランセナサッカースクール」、「グランセナ新潟サッカースタジアム」及び「グランセナ保育園」の運営を行っております。	(連結子会社) ㈱グランセナフットボールクラブ
訪問看護事業	「脳とこころの訪問看護ステーション」を運営し、精神疾患・認知症を中心とした訪問看護事業を行っております。	(連結子会社) ㈱ワールスタッフサービス
飲食事業	タリーズコーヒーのフランチャイズ運営を主な事業内容とし、「タリーズコーヒー」及び「タリーズコーヒー&TEA」の運営を行っております。	(連結子会社) ㈱メソッドカイザー

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) ㈱トップブックス (注) 1	新潟県新潟市西区	75,000	ゲーム・ トレーディング カード事業 (注) 3	65.0	—	当社と会計財務等、事務業務について業務の委託契約を締結しております。 役員の兼任 5名
(連結子会社) ㈱グランセナ フットボールクラブ (注) 1	新潟県新潟市西区	45,000	スポーツ関連事業 (注) 3	97.7	—	当社がスポーツ施設を保有し、賃貸契約を締結し、会計財務等、事務業務について業務の委託契約を締結しております。 役員の兼任 3名
(連結子会社) ㈱ワーグル スタッフサービス (注) 1	新潟県新潟市西区	35,000	訪問看護事業 (注) 3	94.3	—	当社が事務所施設を保有し、賃貸契約を締結し、運営状況を監督しております。 役員の兼任 4名
(連結子会社) ㈱メソッドカイザー (注) 1	新潟県新潟市西区	10,000	飲食事業 (注) 3	100.0	—	当社と会計財務等、事務業務について業務の委託契約を締結しております。 役員の兼任 4名
(その他の関係会社) 株式会社トーハン (注) 2	東京都新宿区	4,500,000	出版流通事業、 不動産事業、 その他事業	—	22.59	書籍・雑誌等出版物の商品の売買・仕入についての契約を締結しております。 役員の兼任 0名

(注) 1 特定子会社であります。

2 有価証券報告書の提出会社であります。

3 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

2024年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
蔦屋書店事業	148 (276)
ゲーム・トレーディングカード事業	4 (5)
スポーツ関連事業	9 (4)
訪問看護事業	19 (1)
飲食事業	18 (82)
合計	198 (368)

- (注) 1 従業員は、就業人員であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員(1日8時間換算による)であります。
 3 その他の事務業務等は、全て当社が受託し行っております。

(2) 提出会社における状況

2024年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
148 (276)	42.5	16.7	4,762

セグメントの名称	従業員数(名)
蔦屋書店事業	148 (276)

- (注) 1 従業員は、就業人員であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当事業年度における平均雇用人員(1日8時間換算による)であります。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含め、ストック・オプションによる株式報酬費用は除いております。
 4 前事業年度に比べ従業員数が16名減少しておりますが、その主な理由は店舗の閉店によるもの及び自己都合退職によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2	労働者の男女賃金の差異(%) (注) 1			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
1.7	0.0	54.6	79.2	147.9	—

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女賃金の差異 (%) (注) 1			
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
株式会社トップボックス	—	—	40.7	—	105.0	—は該当者不在となります。
株式会社グランセナフットボールクラブ	25.0	—	78.9	68.3	117.8	—は該当者不在となります。
株式会社ワーグルスタッフサービス	78.6	—	75.3	91.2	—	—は該当者不在となります。
株式会社メソッドカイザー	—	—	168.2	114.0	195.3	—は該当者不在となります。

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社グループは「商業を通じて、地域社会に信頼される誠実な企業でありたい。」という社是のもと、1986年に創業いたしました。翌1987年に日本で初めて、それまで個々の専門店で提供されていた書籍、文具、音楽、映像など身の回りのエンターテインメントの数々を一店舗に集約した大型複合小売店舗「蔦屋書店」を開店いたしました。当社グループは「日常的エンターテインメントの提供」を事業コンセプトに、お客様にご愛顧いただける店舗創りを目指すと共に、情報技術を活用して徹底したローコストオペレーションに取り組み、事業の拡大と業績の向上に取り組んでまいります。

事業コンセプト：「日常的エンターテインメント」の提供

（ 日常生活に欠かせない、身近で文化的な商品・情報を一店舗に集約することで、
お子様からご年配の方まで、家族みんなで楽しめる「空間と時間」の提供 ）

(2) 目標とする経営指標

当社グループは2023年8月17日に、中期経営計画の最終年度である2026年10月期の目標を以下のとおり設定し公表いたしました。

・売上高：181億円 ・営業利益：4.5億円 ・営業利益率：2.5% ・EBITDA：9.1億円 ・ROE：139.0%

(3) 中期的な会社の経営戦略

当中期経営計画では、より書店事業に軸足を置き、読書文化を継承していくことを目的とした、「“持続可能な書店創り”へのチャレンジ」を経営方針として掲げました。一人でも多くの人が読書に触れ合う機会を提供し、読書における新たな体験価値を提案することで顧客満足度の向上に努めてまいります。引き続き新業態との組み合わせを実施し、収益性の高い“持続可能な書店”を創り出すことを進めてまいります。今後も、ライフスタイルの変化に対応した日常的エンターテインメントの提供を通じ、地域社会に貢献することと、企業価値向上に努めてまいります。

(4) 経営環境及び会社の対処すべき課題

中国経済の先行き懸念や金融引き締めに伴う海外景気の下振れにより、依然として国内外における経済の先行きは不透明な状態が続いております。また、円安の進行や原材料価格、エネルギーコストの上昇に伴う生活必需品の値上げも相次いでおり、消費者の節約志向が一層強まっております。

こうした状況下で、引き続き中期経営計画2年目として、読書文化を継承していくことを目的とした“持続可能な書店創り”の方針のもと、書籍を中心とした業態連携や新規商品導入へのチャレンジを加速させ、本から繋がる／本へと繋がる売場創りを強化、新規の来店や再来店に繋がるイベントも多数開催してまいります。

またECにおいても、更なる売上と出店の拡大を図ることにより、読書文化を広める基盤を創っていくと同時に、蔦屋書店事業とグループ子会社4社との連携強化による、相乗効果最大化を図ることにより、グループの黒字化を目指してまいります。

2024年3月に経済産業省主導で立ち上げられた「書店振興のためのプロジェクト」が始動したことにより、当社の書店業界における役割がより明確となった中で、文化商材である“本”というものをお客様に届け続け、読書という“人”にとってかけがえのない文化を承継していくこと、ひいては書店業界を変革し、永続するための書店創り、及び業界の事業承継問題に真剣に取り組むことを使命とし、町から書店を守ることで、中長期的な企業価値向上のため計画を実行してまいります（中期経営計画につきましては、当社ホームページをご覧ください。）。

なお、持続可能な社会の実現に向けたSDGs達成に向けたESG活動につきましても、グループ全体で取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、地域のお客様、株主・投資家の皆様、お取引先様、従業員といった各ステークホルダーから期待、信頼される経営管理体制と監視体制を整備することが、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方でありま

す。
また、当社社是にも掲げております地域社会に信頼される誠実な企業であるために、お客様の満足を第一に考えるとともに、各ステークホルダーとの適切な協働に努め、健全性、透明性、迅速性を高める経営管理体制の構築を推進しております。その中で生じる法令に基づく開示につきましても、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、適切な情報開示に努めてまいります。

(2) 戦略

当社グループは、環境問題への配慮、人権の尊重などを重要課題として認識しております。

環境問題については、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響を継続的に検討し続け、今後の自社の状況に応じて、経営戦略や具体的な取組内容を適切に検討してまいります。

人的資本・多様性については、職員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう方針や社内環境の整備及び人材育成に努めております。

年齢や性別、国籍、社歴・学歴、中途採用等に関係なく、また年功序列ではなく能力実績に重きを置いた評価制度により、採用や管理職への登用を行っておりますが、その確保に向けた数値目標は現時点で設定しておりません。また、育児休業や短時間勤務などを定めた育児休業規則等を設けるなどして、女性が継続的に活躍できる職場環境づくりや支援に努めております。併せて、ビジネス環境の急速な変化に対応するため、中途採用者の登用や優秀な人材の積極的な獲得等、多様性確保の重要性について認識していることから、今後も推進に努めてまいります。

なお、中長期的な企業価値向上のため、それらの人材が活躍できる社内環境整備は、今後も推進してまいります。

(3) リスク管理

当社グループは、事業活動に関する一般的なリスク及び当社グループに係る特有のリスクを把握する過程で、サステナビリティ関連のリスクも把握し、取締役会において方針の立案、施策の進捗状況の管理を行ってまいります。

(4) 指標及び目標

環境問題に関しましては、環境に配慮した設備の選定・設置、設置後の見直し等、取扱い商品の選定を行い、二酸化炭素排出の少ない製品の見直しに努めてまいります。

人的資本・多様性に関する指標及び目標は以下のとおりであります。

①正社員採用者に占める女性比率を50%以上とするため、エリア社員制度、育児時短勤務等制度を導入し、多様な働き方についての制度を導入してまいります。

②一般社員の残業時間を月平均10時間以内とするため、組織全体及び部署ごとのフォローアップを行ってまいります。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書の提出日現在において判断したものであります。

(1) 事業内容について

①フランチャイズ契約について

当社は、書籍の販売、映像・音楽ソフト等の販売及びレンタル、ゲームソフトの販売及びリサイクル事業に関して、カルチュア・エクスペリエンス株式会社とフランチャイズ契約を締結しております。フランチャイズ契約では、競業禁止条項や他のFC加盟店の近隣地（500m）への出店の制約等が定められております。当社は、カルチュア・エクスペリエンス株式会社がフランチャイズ展開する以前から独自に書籍や文具の販売を中心とした店舗の運営を行っていたため、競業禁止条項については覚書により解除されておりますが、今後変更とならない保証はありません。カルチュア・エクスペリエンス株式会社とのフランチャイズ契約は当社のブランド戦略、店舗展開、各種販売データの管理において重要性が高いため、万一、同社の業務あるいは同社と当社との関係が通常どおりに機能しなくなった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②店舗開発について

当社は、今後、東日本エリアへの多店舗展開を目指しており、新潟県・長野県で培ったライフスタイル対応型大型複合店舗の運営ノウハウ及び小商圏地域（人口3万人程度の地域）でも出店可能なローコストオペレーションを活用し、店舗網の拡大を図っていく方針であります。しかしながら、出店に際して、基本的に土地・建物の賃借を想定していることから、出店スピードは、貸主や地権者との交渉に左右され、さらには後述のように大規模小売店舗立地法上の手続も影響いたします。さらに、各地では、他社のFC加盟店も店舗展開を行っており、地域によっては出店余地による制約を受ける可能性も否定できません。これらにより、当社の計画どおりに出店を行うことが出来ない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③大型店への投資について

当社が今後の出店モデルとして想定しておりますのは、売場面積1,000坪から3,000坪の大型複合書店であり、圧倒的な競争力や集客力と引き換えに、規模の大きさゆえ1店舗当たりの投資額は増加せざるを得ません。また、各種資材の原価上昇や、首都圏での建設コストの上昇傾向が続いていることから、大型店の出店が特定の時期に集中した場合、投資負担の急増により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、大型店舗は投資の回収に中小型店舗より長い期間を要するのが一般的であり、想定した利益水準への到達が計画より遅れた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④固定資産の減損会計について

当社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。当社が保有する固定資産について、経営環境の著しい悪化等による収益性の低下や市場価値の下落等により、減損損失が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、2024年9月13日に、企業会計基準委員会より、「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号）、「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号）等が公表されており、当社グループにおいては、2028年10月期の期首から適用となります。当該会計基準等の適用に伴い、オペレーティング・リース取引について新たに使用権資産及びリース負債を計上した場合や、これまでリースとして識別していない取引がリースとして判定され新たに使用権資産及びリース負債を計上した場合等には、関連する経営指標に悪影響を及ぼす可能性があり、また将来において使用権資産の減損損失が発生した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤競合について

当社における店舗規模の大型化と取扱商品の拡大、並びにサービスの複合化により、従来の書店やレンタル店以外の業態とも競合が発生しております。また、地域に立地する小売店舗のみならず、インターネットによる通販やインターネット配信サービスによるコンテンツ流通の拡大など、国内外の非店舗小売業との競争も増加しており、当社店舗を取り巻く競合状況は総じて激しさを増しております。

当社は、こうした競合状況への対応を図りながら、来店することによって得られる様々な体験と満足感の提供によってリアル店舗としての価値を高め、地域のコミュニティの場として社会に求められる業態を目指しております。

また、当社は書籍及び音楽・映像ソフトのインターネットによる情報提供と販売を、有力な販売チャネルと捉えて積極的に取り組んでおります。具体的には、Webサイト・X（旧ツイッター）・インスタグラムの運営により、各種商品の販売や各店舗におけるイベント情報の提供等を行っております。これらは、単なる販売経路の拡大ではなく、販売のオムニチャネル化による店舗への来店頻度上昇によって、店頭の新なる活性化を目指す

ものであります。しかしながら、こうしたeコマースをめぐる競争環境は常に変化しており、新技術・新サービスの登場や新たなプレイヤーの参入によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、音楽・映像等のコンテンツのインターネット配信サービスは、コンテンツ単位の課金から定額料金によるサービスへと移行が進んでおり、スマートフォンの普及と相まってコンテンツの楽しみ方も変化しております。このような流れはリアル店舗における音楽・映像ソフトのレンタルや、販売にも影響を与えております。当社では、大型複合店の展開で音楽・映像コンテンツを書籍や他のエンターテインメントと共に展開することによって新たな価値を付加することに努めておりますが、このようなコンテンツを楽しむライフスタイルの変化が想定より急速であった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このように、当社の店舗は、環境変化に対応した価値の創出を絶えず進めていく必要があり、対策を誤った場合は顧客の支持が低下して当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自然災害について

当社グループの本社、物流センター、店舗所在地において、大規模な地震、台風等の自然災害或いは予期せぬ事故等が発生した場合、当該施設及び流通網に倒壊等物理的な損害が生じて、営業活動が阻害され、当社グループの売上高及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 当社事業に対する法的規制について

①大規模小売店舗立地法による規制について

当社グループ店舗で、店舗面積が1,000㎡を超える（レンタル売場面積を除く）店舗の新規出店及び増床をする際には、「大規模小売店舗立地法」（以下、「大店立地法」という。）の規制対象となっており、都道府県または政令指定都市に届出が義務付けられております。同法では、周辺の地域住民の利便性や周辺生活環境等への配慮すべき事項が定められており、審査の状況および規制の変更等により、出店計画が影響を受ける場合があります。

②レンタル事業における著作権について

レンタル事業は著作権法の適用を受けており、著作権者及び著作隣接権者より許諾を得るとともに、使用料を払うこととされており、貸出禁止期間等が定められております。DVD・ビデオレンタルについては同法の頒布権に、音楽CDレンタルは同法の貸与権にかかわる適用を受けております。当社ではカルチュア・エクスペリエンス株式会社のフランチャイジーとして、適法な手続を経て調達した商品のみを扱っておりますが、万一海賊版など違法な商品の取り扱いがあった場合、法的な制裁を受ける可能性があります。

③再販制度について

当社の取扱商品である販売用音楽CD等（レコード、テープを含む）及び書籍は、メーカーの再販売価格維持契約による定価販売（以下再販制度）が義務付けられております。しかしながら、再販制度については「時限再販」や「部分再販」等の弾力的運用がすでに一部で導入され、公正取引委員会は将来的に再販制度の廃止を推進する姿勢を表明しております。したがって、今後さらに規制緩和が進んだ場合、定価販売から自由価格競争へと販売形態が大きく変化する可能性があります。当社は、再販商品以外の商品も扱っており、そうした競争に対するノウハウも蓄積しておりますが、過度な価格競争は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④個人情報保護法について

取扱商品・サービスの特性から、当社は従前より個人情報の厳重かつ慎重な取扱いを行ってまいりましたが、「個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い、改めて個人情報管理に関する規程・マニュアルを活用し、個人情報の管理については細心の注意を払って進めております。しかしながら、個人情報管理の徹底が図れなかった場合は、社会的制裁や損害賠償請求の発生等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤青少年健全育成に関する条例について

当社は、レンタル事業等における成人向け商品のレンタル及び販売に関し、「新潟県青少年健全育成条例」及び各自治体の同種の条例を遵守し、以下のように必要な配慮を行っております。

(イ)当社がレンタルを行う成人向けビデオは、日本ビデオ倫理協会審査済みのものに限りします。

(ロ)成人向けレンタル商品の売場は他の売場と明確に区切られたスペースとしております。

(ハ)売場入口には18歳未満の方の入場を禁止する旨を掲示しております。

(ニ)精算時に会員情報から年齢を確認し、商品の貸出について必要な制限を行っております。

以上のような配慮について現場で適切な運用がなされなかった場合、企業としての信用やブランドの毀損により、事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。

⑥古物営業法について

当社グループが行っているリサイクル品の買取り及び販売事業は、「古物営業法」により規制を受け、同法及び関連諸法令、条例により下記のような規制を受けております。

(イ)事業を開始する場合には、所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を必要とする。

(ロ)中古ゲームソフト・パソコンソフト・書籍・CD・DVD等の買取りを行う場合には、相手方の住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書の交付を受け、同時に取引年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所・氏名・職業・年齢等を帳簿に記載する必要があります。

現場において上記の規制への対応に重大な不備があった場合、許可の取消しや新規許可の見送りなどの制裁を受け、事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。

(4)継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、主軸である蔦屋書店事業の売上減少の影響により、2022年10月期以降、3期連続の営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

このような中、当社グループは、当該状況を解消又は改善するために、2024年10月期を初年度とする3カ年の中期経営計画を策定しており、主に以下の施策を実行して早期の黒字化を目指すこととしておりました。

①新たな売上高の創出

“蔦屋書店”のリモデル化へのチャレンジとして、DAISOの導入、ふるいちトップブックスへの切り替え拡大、ガシャポンバンダイオフィシャルショップの強化・拡大、フィットネス事業への進出（フランチャイズ加盟）、リーシング（テナント誘致）の強化を進め、新たな売上高を創出してまいります。

②不採算店の早期撤退・新規出店

撤退選定方針に基づき、収益改善が難しい店舗は契約満了時及び早期での撤退を検討・計画しております（最大19店舗）。また、2022年9月30日に長野県佐久市にオープンした蔦屋書店佐久平店を一つの収益店舗モデルとして、新規出店を最大6店舗想定しております。

③グループ企業との連携

当社グループ企業のそれぞれの強みを生かしサービス連携し相互売上UPを目指してまいります。ライフバリューを提案し、新たな経済圏の創出をしてまいります。

2024年10月期における中期経営計画の進捗状況は下記のとおりであります。

①新たな売上高の創出

2024年10月末現在において、DAISOは6店舗への導入を完了し、ふるいちトップブックスへの切り替えは29店舗にて完了、ガシャポンバンダイオフィシャルショップは23店舗へ導入完了しております。フィットネス事業への進出（フランチャイズ加盟）につきましては、出店コストや事業リスク等を勘案し、現在は、当社が新規事業で行う形ではなく、フィットネスジムの運営会社を当社物件へテナントとして誘致する形で進めております。フィットネス事業については中期経営計画において当連結会計年度より導入する計画としておりましたので、フィットネス事業の展開方法の変更及び遅れは、中期経営計画において計画した連結営業損失と乖離する要因となりました。なお、将来的に、フィットネス事業を当社の新規事業として行うことも並行して検討を続けております。

リーシング（テナント誘致）の強化については、建築単価の上昇により小売業全体での出店コストが増加傾向であることから、当社店舗へテナントとして出店したいという引き合いは増加しております。前述のフィットネスジムに加えて様々な案件の交渉を進めており、テナント料や当社事業へのシナジー効果を勘案し、テナント選定を進めております。

上述のほか、「1.事業の経過及びその成果」に記載しましたとおり、ドロップ SHIPPINGモデルのEC店舗（楽天市場トップカルチャーBOOKSTORE、楽天市場2号店、Amazon店、ANAモール店）

をオープンさせ、また、コスメのECサイトを運営するノイン株式会社と提携し、初のリアル店舗である「NO IN beauty」を4店舗オープンするなど、新たな売上高の創出に向けて取り組んでおります。

②不採算店の早期撤退・新規出店

2024年10月期においては、11店舗の撤退、1店舗の新規出店を計画しておりましたが、6店舗を閉店し、1店舗を新規出店いたしました。閉店時期が当初計画より遅れている店舗がありますが、これは主として当社の撤退後の店舗に後継の賃借人をマッチングさせ、撤退コストを縮小させることを目的としております。閉店時期の遅れは、中期経営計画において計画した連結営業損失と乖離する要因となりますが、撤退コストは縮小しているため、特別損失の減少に寄与しております。

③グループ企業との連携

当社グループ企業のそれぞれの強みを生かしサービス連携し相互売上UPを目指しており、特に2023年6月にタリーズコーヒーを運営する株式会社メソッドカイザーを子会社化し、当社との連携強化に努めてまいりました。その結果、株式会社メソッドカイザーの売上高は前年比114%の1,145百万円となり、順調に推移しております。また、グループ企業間における会員連携により、新しい顧客体験やサービスを提供するために、自社会員IDの構築を準備しております。

このような状況において、当連結会計年度の業績は、連結売上高18,414百万円、連結営業損失501百万円、連結当期純損失717百万円の実績となり、中期経営計画において計画していた連結売上高178億円は達成しましたが、連結営業損失4億円は未達となりました。連結営業損失の未達要因は上述しております、フィットネス事業への展開方法の変更及び遅れが生じたこと、不採算店舗の撤退の遅れが生じたことが主な要因となります。また、中期経営計画をベースに作成しております当期の連結業績予想は、当期純損失8億円と発表しており、当連結会計年度の業績は連結業績予想から上振れております。これは上記の営業損失の乖離はあるものの、撤退コストの縮小に成功したことによるものであります。

中期経営計画の一部に変更・遅れが生じているものの、中期経営計画で計画している施策の多くは計画どおり進捗しており、収益改善は進んでおります。

また、メインバンクをはじめとした取引金融機関とは密接な関係を引き続き維持できるよう努力しております。今後の資金調達においても、資金計画に基づき想定される需要に対応できる資金も十分確保できるものと考えており、加えて、在庫圧縮を進めていくことで資金繰りの更なる改善を図る計画であります。したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5)東京証券取引所「スタンダード市場」の上場維持基準に適合しないリスク

当社は2022年4月4日の東京証券取引所新市場区分の一斉移行におきまして、定められた上場維持基準を満たしたスタンダード市場に移行致しました。東京証券取引所の関連規則に基づき算定される流通時価総額が10億円以上であることがスタンダード市場上場維持基準の要件の一つですが、2024年10月31日時点で、流通時価総額が10億円未満となっております。中期経営計画の遂行の他、株主への還元、IR活動の強化など、必要に応じて様々な対策を講じてまいります。ただし、当社の努力にもかかわらず、当該要件を満たすことができない場合には、スタンダード市場において当社株式の上場を維持することができず、株価または流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

第40期におけるわが国の消費環境は、中国経済の先行き懸念や金融引き締めに伴う海外景気の下振れにより、依然として国内外における経済の先行きは不透明な状態が続いております。また、円安の進行や原材料価格、エネルギーコストの上昇に伴う生活必需品の値上げも相次いでおり、消費者の節約志向が一層強まっております。一方、当社を取り巻く環境においては、今年3月に経済産業省主導で立ち上げられた書店振興のためのプロジェクトも、

書店経営者と意見交換するなど官民連携の取組が本格化してまいりました。

そのような中、新中期経営計画（2024年10月期～2026年10月期）の初年度となる第40期は、読書文化を継承していくための“持続可能な書店創り”の方針のもと、計画を遂行すべく、様々な取組を実施してまいりました。

昨年10月に新たな出版取次のパートナーとなりました株式会社トーハンとの連携も1年が経過、書籍の品揃えの充実を図ると共に、NFTデジタル特典付き出版物の販売も開始し、オリジナル企画を不断に展開してまいりました。一方、オンラインでの販売強化にも取り組み、2023年12月にはEC1号店をリニューアルオープン、その後も順次新規に開業し、1年間で合計4店舗のECショップをオープンするなど、リアル店舗と両輪での販売も強化してまいりました。そのEC店舗では、トーハンの倉庫在庫と連携していることに加え、当社50店舗以上にある在庫とも連携することにより、圧倒的な品揃えで販売できる仕組みを構築したことで、販売を拡大してまいりました。

その他、物流に関してもトーハンの物流倉庫と連携し、物販と書籍と同時配送する新たな仕組みも構築し、コスト抑制と店舗運営の効率化を図ってまいりました。

さらに、複合書店の強みを活かし書籍×○○の掛け合わせにチャレンジ、新規事業や商品、サービスによりお客様に感動体験や自己発見を提供することで、蔦屋書店事業とのシナジー効果を最大化すべく取り組んでまいりました。新規事業においては、前期より展開を開始したDAISOやガシャポンバンダイオフィシャルショップのほか、コスメのECサイトを運営する企業と提携した、初のリアルコスメショップ「NO IN beauty」を4店舗オープンするなど、年齢や性別を問わず需要が拡大している分野の拡大により、幅広い年齢層の来店機会を創出することができました。また、新規ファッションアイテムや高級食品ブランド、全国から取り寄せた有名菓子、全国観光地の物産展、人気通販ショップのPOP UPショップを展開拡大したほか、イベントも多数開催し“体験”できる店舗創りに取り組みました。

また、2024年3月には、「イオンタウン仙台泉大沢店」を新規オープン、順調な推移により、売上高創出に寄与しております。

グループ子会社でありますスポーツ関連事業、訪問看護事業、飲食事業につきましては、それぞれの売上は前年を上回り、連結売上高にも寄与いたしました。特に2023年6月にグループ化しました株式会社メソッドカイザーが運営するタリーズコーヒーは、売上高が前年を大きく上回る推移を続けており、連結売上高への増加要素に大きく寄与しております。

今後、グループ企業間における会員連携により、新しい顧客体験やサービスを提供するための、自社会員IDの構築を準備しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高18,414百万円（前年同期比97.2%）、営業損失501百万円（前期は営業損失802百万円）、経常損失577百万円（前期は経常損失888百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失717百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,376百万円）となりました。売上高は店舗の撤退が影響し前年を下回ったものの、それぞれの利益においては前年を上回る結果となりました。

また、中期経営計画をベースとして2023年12月14日に公表した連結業績予想値からは、売上高が621百万円の上振れ、当期純損失が149百万円の縮小と、いずれも上振れする結果となり、中期経営計画の1年目は、概ね計画どおりに進捗し、収益改善が進んだ結果となりました。

当連結会計年度の出店・改装店状況

出店	5店（蔦屋書店事業 1、ゲームトレーディングカード事業 3、飲食事業 1）
閉店	6店（蔦屋書店事業 5、飲食事業 1）
店舗譲渡	1店（蔦屋書店事業 1）
期末店舗数	104店（蔦屋書店事業 53、ゲーム・トレーディングカード事業 29、飲食事業 22） 都県別内訳： 新潟42、長野19、神奈川4、東京4、群馬7、埼玉14、茨城6、宮城6、岩手2

当連結会計年度におけるセグメントの状況は、次のとおりであります。

・蔦屋書店事業

同事業の売上高は16,707百万円（前年同期比93.0%）となりました。主力商品の売上高は、書籍10,584百万円（前

年同期比95.0%)、特撰雑貨・文具3,047百万円(前年同期比98.4%)、レンタル700百万円(前年同期比77.2%)、賃貸不動産収入522百万円(前年同期比89.8%)、販売用CD240百万円(前年同期比72.2%)、ゲーム・リサイクル230百万円(前年同期比57.2%)、販売用DVD184百万円(前年同期比63.5%)となりました。

- ・ゲーム・トレーディングカード事業

同事業の当連結会計年度の業績は、売上高384百万円(前年同期比112.3%)となりました。

- ・スポーツ関連事業

同事業の当連結会計年度の業績は、売上高253百万円(前年同期比105.9%)となりました。

- ・訪問看護事業

同事業の当連結会計年度の業績は、売上高180百万円(前年同期比147.4%)となりました。

- ・飲食事業

同事業の当連結会計年度の業績は、売上高1,145百万円(前年同期比268.6%)となりました。

(2) 生産、受注及び販売の状況

当連結会計年度における販売等の状況は、以下のとおりであります。

①商品別売上状況

セグメントの名称		前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)		当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		前年比 (%)
		売上高 (千円)	構成比 (%)	売上高 (千円)	構成比 (%)	
蔦屋書店事業	書籍	11,141,389	58.4	10,584,464	56.7	95.0
	特撰雑貨・文具	3,096,241	16.2	3,047,805	16.3	98.4
	レンタル	907,162	4.8	700,387	3.8	77.2
	賃貸不動産収入	581,720	3.0	522,437	2.8	89.8
	販売用CD	333,448	1.7	240,895	1.3	72.2
	ゲーム・リサイクル	403,370	2.1	230,834	1.2	57.2
	販売用DVD	290,671	1.5	184,610	1.0	63.5
	その他	1,105,796	5.8	975,762	5.2	88.2
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	105,856	0.6	219,905	1.2	208.0
	計	17,965,656	94.1	16,707,102	89.5	93.0
ゲーム・ トレーディング カード事業	外部顧客に対する売上高	342,533	1.8	384,667	2.1	112.3
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	342,533	1.8	384,667	2.1	112.3
スポーツ 関連事業	外部顧客に対する売上高	202,668	1.1	216,833	1.1	107.0
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	36,218	0.2	36,218	0.2	100.0
	計	238,886	1.3	253,051	1.3	105.9
訪問看護事業	外部顧客に対する売上高	122,286	0.6	180,299	1.0	147.4
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	122,286	0.6	180,299	1.0	147.4
飲食事業	外部顧客に対する売上高	426,244	2.2	1,145,029	6.1	268.6
	セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	426,244	2.2	1,145,029	6.1	268.6
合計		19,095,608	100.0	18,670,151	100.0	97.8

(注) 1 セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

2 蔦屋書店事業の「その他」は、図書カード他であります。

②商品別仕入実績

セグメントの名称		前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)		当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		前年比 (%)
		仕入高 (千円)	構成比 (%)	仕入高 (千円)	構成比 (%)	
蔦屋書店事業	書籍	8,586,140	66.5	7,780,241	65.6	90.6
	特撰雑貨・文具	2,262,697	17.5	2,171,529	18.3	96.0
	レンタル	419,488	3.3	314,266	2.6	74.9
	賃貸不動産収入	292,014	2.3	331,258	2.8	113.4
	販売用CD	192,549	1.5	165,426	1.4	85.9
	ゲーム・リサイクル	285,114	2.2	163,401	1.4	57.3
	販売用DVD	207,207	1.6	118,271	1.0	57.1
	その他	389,049	3.0	296,634	2.5	76.2
	セグメント間の 内部仕入高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	12,634,262	98.0	11,341,029	95.6	89.8
ゲーム・ トレーディング カード事業	外部取引先からの仕入高	6,651	0.1	6,031	0.1	90.7
	セグメント間の 内部仕入高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	6,651	0.1	6,031	0.1	90.7
スポーツ 関連事業	外部取引先からの仕入高	38,109	0.3	40,326	0.3	105.8
	セグメント間の 内部仕入高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	38,109	0.3	40,326	0.3	105.8
訪問看護事業	外部取引先からの仕入高	81,942	0.6	101,995	0.8	124.5
	セグメント間の 内部仕入高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	81,942	0.6	101,995	0.8	124.5
飲食事業	外部取引先からの仕入高	136,716	1.1	374,856	3.2	—
	セグメント間の 内部仕入高又は振替高	—	—	—	—	—
	計	136,716	1.1	374,856	3.2	—
合計		12,897,682	100.0	11,864,238	100.0	92.0

(注) 1 セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

2 蔦屋書店事業の「その他」は、図書カード他であります。

(3) 財政状態の分析

当事業年度末における総資産につきましては、前年度末に比べて1,456百万円減少し、15,780百万円となりました。これは主に、以下の増減によるものであります。

増加：売掛金52百万円

減少：現金及び預金581百万円、商品348百万円、建物及び構築物157百万円、リース資産57百万円、投資有価証券36百万円、敷金及び保証金183百万円

当事業年度末における負債につきましては、前年度末に比べて564百万円減少し、14,162百万円となりました。これは主に以下の増減によるものであります。

増加：買掛金542百万円

減少：預り金330百万円、1年内返済予定の長期借入金56百万円、長期借入金587百万円、リース債務191百万円

当事業年度末における純資産につきましては、前年度末に比べて892百万円減少し、1,617百万円となりました。これは主に以下の増減によるものであります。

増加：資本剰余金2,069百万円

減少：資本金2,242百万円、利益剰余金717百万円

(4) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べ581百万円減少し、978百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は次のとおりであります。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動による資金は、前年度比1,000百万円増加し、795百万円の獲得となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失が664百万円減少した一方、仕入債務の増減額が、520百万円増加したことによります。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動による資金は、前年度比15百万円増加し、117百万円の獲得となりました。これは主に、連結子会社株式の取得による支出が119百万円、投資有価証券売却による収入が40百万円、敷金及び保証金の回収による収入が59百万円、それぞれ減少した一方、有形固定資産の取得による支出が28百万円増加したことによるものであります。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動による資金は、前年度比1,584百万円減少し、1,495百万円の支出となりました。これは主に、株式の発行による収入が649百万円、長期借入による収入が300百万円、それぞれ減少したことによるものであります。

④資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの所要資金は、大きく分けて設備投資資金及び運転資金の2つとなっております。基本的には、営業活動によるキャッシュ・フローの増加を中心としながらも、新規出店数の増加に伴う多額の設備投資資金については、主に増資や長期借入金によって調達を行ってまいりました。今後、中期的な成長に向け出店を拡大していくにあたり、その所要資金については、これまで同様に、営業活動によるキャッシュ・フローの枠を基本としつつ、財務安全性や調達コストを勘案の上、資金調達を行ってまいります。

また運転資金については、近年多発している自然災害等の不測の事態にも対応できるよう、資金調達をしながらも一定の流動性預金の残高保持に努めてまいります。そのため、借入金純額よりも、流動性預金残高を差し引いたネットデットの残高管理に重点を置く財務政策をとってまいります。

(5) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当社経営陣による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要といたします。経営陣は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を行っておりますのでご参照ください。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」において詳細な分析を行っておりますのでご参照ください。

(8) 経営戦略の状況と今後の見通し

当社における経営戦略の状況と今後の見通しにつきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」にて詳細にご説明しておりますのでご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

カルチュア・エクスペリエンス株式会社との契約

当社は、カルチュア・エクスペリエンス株式会社との間でCD・DVD等のレンタル、CD・DVD等の販売及びゲームの販売、書籍の販売、リサイクル売買について各店舗毎にフランチャイズ契約を締結しており、契約に基づくロイヤリティを支払っております。なお、同契約には競業禁止条項がありますが、当社は覚書により競業禁止を解除されております。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、蔦屋書店事業において、営業基盤の拡充を図るため、既存店において新規商品の導入による改装を行いました。

その結果、当連結会計年度の設備投資額（敷金・保証金の差入額等を含む）は224百万円となりました。

(1) 提出会社

①重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)	完了年月
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計		
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 イオンタウン 仙台泉大沢店 (宮城県仙台市泉区)	蔦屋書店事業	販売設備	3,999	—	93,845	4,190	102,035	3	2024年 3月

②重要な設備の除却等

当連結会計年度に完了した主な設備の除却等は、既存店6店舗の閉店であり、その内容は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	除却等の 完了年月	除却等による減少能力 年間売上額 (2023年10月期)
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 仙台泉店 (宮城県仙台市泉区)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2024年1月	406,979千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 静岡平和町店 (静岡県静岡市葵区)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2024年3月	153,213千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 大和下鶴間店 (神奈川県大和市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2024年3月	150,974千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 太田店 (群馬県太田市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2024年7月	216,668千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 練馬春日町店 (東京都練馬区)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2024年9月	177,721千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 静岡本店 (静岡県静岡市葵区)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2024年10月	217,291千円

(2) 国内子会社

①重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)	完了年月
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計		
株式会社 メソッド カイザー	タリーズコーヒー & TEA イオンタウン 仙台泉大沢店 (宮城県仙台市泉区)	飲食事業	販売設備	12,829	—	—	5,681	18,511	1	2024年 3月

②重要な設備の除却等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	除却等の 完了年月	除却等による減少能力 年間売上額 (2023年10月期)
株式会社 メソッド カイザー	タリーズコーヒー 仙台泉店 (宮城県仙台市泉区)	飲食事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2024年1月	17,045千円

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2024年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
新潟地区 21店舗	店舗	470,664	1,163,779 (13,968)	551,332	29,633	2,215,409	46
長野地区 10店舗	店舗	75,393	51,659 (343)	420,238	9,807	557,099	24
神奈川地区 2店舗	店舗	—	—	13,173	—	13,173	4
東京地区 4店舗	店舗	3,796	—	14,387	—	18,184	6
群馬地区 5店舗	店舗	147,370	—	31,770	578	179,719	14
埼玉地区 6店舗	店舗	2,693	—	57,831	481	61,007	17
茨城地区 2店舗	店舗	16,442	—	490,975	974	508,391	8
宮城地区 2店舗	店舗	8,578	—	243,064	4,437	256,080	6
岩手地区 1店舗	店舗	89,429	—	15,377	1,436	106,242	5
店舗計	—	814,369	1,215,438 (14,311)	1,838,152	47,348	3,915,309	130
本社 (新潟県新潟市西区)	本社	102,119	199,601 (937)	—	3,114	304,836	18
その他	賃貸建物等	223,363	—	—	24	223,387	—
合計	—	1,139,853	1,415,040 (15,248)	1,838,152	50,487	4,443,533	148

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具並びに工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおりません。

(2) 国内子会社

2024年10月31日現在

会社名	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
株式会社トップブックス	店舗	2,181	—	103,744	669	106,594	4
株式会社グランセナ フットボールクラブ	スポーツ設備	72	—	—	171	244	9
株式会社ワーグル スタッフサービス	統括業務設備	—	—	—	1,252	1,252	19
株式会社メソッドカイザー	店舗	12,829	—	—	12,388	25,218	18

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具並びに工具、器具及び備品であります。

2 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	除却等の 予定年月	除却等による減少能力 年間売上額（2024年10月期）
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 アクロスプラザ美沢店 (新潟県長岡市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2024年 11月	210,537千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 佐久野沢店 (長野県佐久市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2025年 1月	119,375千円
株式会社 トップ カルチャー	蔦屋書店 伊勢崎平和町店 (群馬県伊勢崎市)	蔦屋書店事業	店舗閉店に伴う 既存店舗の除却	2025年 1月	113,089千円

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,472,000
A種優先株式	15,000
B種優先株式	6,000
計	33,493,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年1月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,214,400	16,214,400	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は 100株であります。
A種優先株式	15,000	15,000	—	単元株式数は 1株であります。(注) 1
B種優先株式	6,000	6,000	—	単元株式数は 1株であります。(注) 2
計	16,235,400	16,235,400	—	—

(注) 1. A種優先株式の特質及び内容は以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第

3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6) 非参加条項

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

①基本残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本残余財産分配額」という。）とする。

②控除価額

上記2.(2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。これは資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したものであります。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、当会社に対して金銭を対価としてA種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

①基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本償還価額」という。）とする。

（基本償還価額算式）

$$\text{基本償還価額} = 100,000\text{円} \times (1 + 0.08)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

②控除価額

上記4.(2)①にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金（償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)①に定める基本償還価額から控除する。

（控除価額算式）

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.08)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当社は、いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

①基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本強制償還価額」という。）とする。

②控除価額

上記5.(2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)①に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容

A種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をA種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、A種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったA種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

①当社がA種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（算式）

A種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数＝A種優先株主が取得を請求したA種優先株式の数×上記4.(2)①に定める基本償還価額相当額から上記4.(2)②に定める控除価額相当額を控除した金額

（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われた優先配当金（転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。）を支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）÷転換価額

②転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、350円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、2021年9月1日以降の毎年2月末日及び8月末日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当社は、A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価）÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会

社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額(下記(b)(iii)において「対価」という。)とする。

(b) 転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本八において同じ。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。))又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合(無償割当ての場合を含む。))、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合、調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)

(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。))の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。))とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価

額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 転換請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

7. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

8. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 優先順位

(1) 剰余金の配当

A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、A種優先株式の累積未払優先配当金、B種優先株式の累積未払優先配当金、並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の累積未払優先配当金及びB種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 異なる数の単元株式数を定めている理由

資本の増強に伴う割当交付に当たり、既存株主への影響を考慮したものであります。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注) 2. B種優先株式の内容は、以下のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株

主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

B種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率1.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

(5) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6) 非参加条項

当社は、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記9.(2)に定める支払順位に従い、B種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

B種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び下記2.(3)に定める日割未払優先配当金を加えた額とする。ただし、本2.(2)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「残余財産分配日」という。)が剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間である場合は、当該剰余金の配当は行われぬものとみなして累積未払優先配当金を計算する。なお、残余財産分配額に、各B種優先株主及びB種優先登録株式質権者が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(3) 日割未払優先配当金

B種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金は、残余財産分配日の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(4)に従い計算される優先配当金相当額とする(以下、B種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金を「日割未払優先配当金」という。)

(4) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。これは資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したものであります。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

B種優先株主は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社に対して金銭を対価としてB種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、B種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額の80%の範囲内において、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額の80%の範囲を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

B種優先株式1株当たりの償還価額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び日割未払優先配当金を加えた額とする。なお、本4.(2)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「償還請求日」と読み替えて日割未払優先配当金を計算する。

(3) 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当社は、2028年9月1日以降かつA種優先株式の発行済株式（当社が有するものを除く。）が存しないときに限り、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を交付することができる（以下、この規定によるB種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

B種優先株式1株当たりの強制償還価額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額の2.0倍の金額に、B種優先株式1株当たりの累積未払優先配当金及び日割未払優先配当金を加えた額とする。なお、本5.(2)においては、上記2.(3)に定める日割未払優先配当金の計算における「残余財産分配日」を「強制償還日」と読み替えて日割未払優先配当金を計算する。

6. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容

B種優先株主は、以下の各号の日に該当するか又はいずれかの期間に属する場合、法令上可能な範囲内で、当社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式をB種優先株主に対して交付することを請求（以下「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）することができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、B種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行ったB種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

①2024年9月1日から2024年11月30日まで

②2025年9月1日から2025年11月30日まで

③2026年9月1日から2026年11月30日まで

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

①当社がB種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、B種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

(算式)

B種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式の数
＝B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の数
×上記4.(2)に従い計算される償還価額相当額（ただし、償還価額相当額は、「償還請求日」を「転換請求日」と読み替えて算出される。）
÷転換価額

②転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、350円とする。

ロ 転換価額の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

調整後転換価額

＝調整前転換価額×（既発行普通株式数＋（交付普通株式数×1株当たりの払込金額）÷時価）÷（既発行普通株式数＋交付普通株式数）

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。）

その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であつて、その取得と引換えに下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c)

(i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載又は記録された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(3) 転換請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。

7. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。B種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

8. 譲渡制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。

9. 優先順位

(1) 剰余金の配当

A種優先株式の優先配当金、B種優先株式の優先配当金、A種優先株式の累積未払優先配当金、B種優先株式の累積未払優先配当金並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の累積未払優先配当金及びB種優先株式の累積未払優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）、A種優先株式の優先配当金及びB種優先株式の優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第3順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種優先株式、B種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位（それらの間では同順位）、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 異なる数の単元株式数を定めている理由

資本の増強に伴う割当交付に当たり、既存株主への影響を考慮したものであります。

11. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

(1) 2006年1月26日開催定時株主総会決議によるもの

決議年月日	2006年1月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個）※	68
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 6,800 （注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1
新株予約権の行使期間 ※	2006年1月27日～2026年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②前記①に関わらず、新株予約権者は以下のa.、b. に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 a. 2021年1月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には2021年2月1日より行使できるものとする。 b. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。 ③新株予約権の一部行使はできないものとする。 ④新株予約権者の相続人による行使は認めない。 ⑤その他細目については、本定時株主総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※当事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年12月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、権利行使を行った者の新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

(2) 2007年1月26日開催定時株主総会決議によるもの

決議年月日	2007年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	69
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 6,900 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1
新株予約権の行使期間 ※	2007年2月1日～2027年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②前記①に関わらず、新株予約権者は以下のa.、b.に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 a. 2022年1月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には2022年2月1日より行使できるものとする。 b. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。 ③新株予約権の一部行使はできないものとする。 ④新株予約権者の相続人による行使は認めない。 ⑤その他細目については、2007年1月26日定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※当事業年度の末日(2024年10月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。

2 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、権利行使を行った者の新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

(3) 2008年1月25日開催定時株主総会決議によるもの

決議年月日	2008年1月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の数（個）※	108
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,800 （注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1
新株予約権の行使期間 ※	2008年4月10日～2028年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②前記①に関わらず、新株予約権者は以下のa.、b. に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 a. 2023年1月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には2023年2月1日より行使できるものとする。 b. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。 ③新株予約権の一部行使はできないものとする。 ④新株予約権者の相続人による行使は認めない。 ⑤その他細目については、第23回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※当事業年度の末日（2024年10月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2024年12月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。
- 2 新株予約権の目的となる株式の数は、新株発行予定数から、権利行使を行った者の新株予約権の目的となる株式の数を減じて記載しております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年8月31日(注1)	A種優先株式 15,000	普通株式 12,688,000 A種優先株式 15,000	750,000	2,757,370	750,000	3,053,691
2021年8月31日(注2)	B種優先株式 6,000	普通株式 12,688,000 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	300,000	3,057,370	300,000	3,353,691
2021年8月31日(注3)	—	普通株式 12,688,000 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	△1,050,000	2,007,370	△3,353,691	—
2022年1月31日(注4)	—	普通株式 12,688,000 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	—	2,007,370	2,140	2,140
2022年7月1日(注4)	—	普通株式 12,688,000 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	—	2,007,370	3,625	5,765
2022年7月29日(注4)	—	普通株式 12,688,000 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	—	2,007,370	6,300	12,065
2023年1月20日(注4)	—	普通株式 12,688,000 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	—	2,007,370	3,625	15,690
2023年1月31日(注4)	—	普通株式 12,688,000 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	—	2,007,370	6,300	21,990
2023年7月14日(注4)	—	普通株式 12,688,000 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	—	2,007,370	3,625	25,616
2023年7月31日(注4)	—	普通株式 12,688,000 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	—	2,007,370	6,300	31,916
2023年9月29日(注5)	普通株式 3,526,400	普通株式 16,214,400 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	335,008	2,342,378	335,008	366,924

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年1月31日(注6)	—	普通株式 16,214,400 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	△2,242,378	100,000	△366,924	—
2024年1月31日(注4)	—	普通株式 16,214,400 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	—	100,000	10,983	10,983
2024年7月31日(注4)	—	普通株式 16,214,400 A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	—	100,000	4,857	15,840

(注) 1 有償第三者割当 (A種優先株式)

発行株式数 15,000株

発行価格 1株当たり100,000円

資本組入額 1株当たり50,000円

割当先 株式会社D a I株式会社、日本政策投資銀行

2 有償第三者割当 (B種優先株式)

発行株式数 6,000株

発行価格 1株当たり100,000円

資本組入額 1株当たり50,000円

割当先 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

3 2021年8月27日開催の臨時株主総会により、2021年8月31日付で、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金をそれぞれ1,050,000千円(減資割合34.3%)、3,353,691千円(減資割合100%)減少し、その他資本剰余金に振替えております。

4 資本剰余金を原資とする剰余金の配当に伴う積立による増加であります。

5 有償第三者割当

発行株式数 3,526,400株

発行価格 1株当たり190円

資本組入額 1株当たり95円

割当先 株式会社トーハン

6 2024年1月18日開催の定時株主総会により、2024年1月31日付で、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金を2,242,378千円(減資割合95.7%)及び資本準備金を366,924千円減少(減資割合100%)し、その他資本剰余金へ振替えております。

(5) 【所有者別状況】

①普通株式

2024年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	6	9	47	18	38	7,935	8,053	—
所有株式数(単元)	—	2,852	353	87,468	2,531	235	68,617	162,056	8,800
所有株式数の割合(%)	—	1.7	0.2	53.9	1.5	0.1	42.3	100.0	—

(注) 自己株式603,480株は「個人その他」に603,400単元、「単元未満株式の状況」に80株含まれております。

②A種優先株式

2024年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	1	—	—	—	2	—
所有株式数(単元)	—	3,000	—	12,000	—	—	—	15,000	—
所有株式数の割合(%)	—	20.0	—	80.0	—	—	—	100.0	—

③B種優先株式

2024年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	6,000	—	—	—	6,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.0	—	—	—	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2024年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社トーハン	東京都新宿区東五軒町6番24号	普通株式 3,526,400	22.55
株式会社ヒーズ	新潟県新潟市西区五十嵐三の町南3番26号	普通株式 2,623,098	16.78
カルチャー・コンビニエンス・クラブ 株式会社	大阪府枚方市岡東町12-2	普通株式 2,416,904 B種優先株式 6,000	15.49
清水 秀雄	新潟県新潟市西区	普通株式 539,800	3.45
清水 大輔	東京都千代田区	普通株式 296,200	1.89
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC /CLIENT ASSET (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	20 COLLYER QUAY , #01-01 TUNG CENTRE , SINGAPORE 049319 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	普通株式 194,100	1.24
飯島 功市郎	千葉県柏市	普通株式 173,000	1.10
株式会社第四北越銀行	新潟市中央区東堀前通7番町1071-1	普通株式 164,000	1.04
トップカルチャー従業員持株会	新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号	普通株式 147,212	0.94
株式会社本間組	新潟県新潟市中央区西湊町通3ノ町3300番地3	普通株式 102,000	0.65
計	—	普通株式 10,182,714 B種優先株式 6,000	65.17

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/CLIENT ASSET 194,100株

2 上記のほか当社所有の自己株式603,480株(3.7%)があります。

所有議決権数別

2024年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社トーハン	東京都新宿区東五軒町6番24号	35,264	22.60
株式会社ヒーズ	新潟県新潟市西区五十嵐三の町南3番26号	26,230	16.81
カルチュア・コンビニエンス・クラブ 株式会社	大阪府枚方市岡東町12-2	24,169	15.49
清水 秀雄	新潟県新潟市西区	5,398	3.45
清水 大輔	東京都千代田区	2,962	1.89
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC /CLIENT ASSET (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	20 COLLYER QUAY , #01-01 TUNG CENTRE , SINGAPORE 049319 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,941	1.24
飯島 功市郎	千葉県柏市	1,730	1.10
株式会社第四北越銀行	新潟市中央区東堀前通7番町1071-1	1,640	1.05
トップカルチャー従業員持株会	新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号	1,472	0.94
株式会社本間組	新潟県新潟市中央区西湊町通3ノ町3300番地3	1,020	0.65
計		101,826	65.22

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 15,000 B種優先株式 6,000	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 603,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,602,200	156,022	—
単元未満株式	普通株式 8,800	—	—
発行済株式総数	16,235,400	—	—
総株主の議決権	—	156,022	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式80株が含まれております。

② 【自己株式等】

2024年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 トップカルチャー	新潟市西区小針 4丁目9番1号	603,400	—	603,400	3.7
計	—	603,400	—	603,400	3.7

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	603,480	—	603,480	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年1月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的な配当を継続していくことを会社の基本方針としております。内部留保金につきましては、出店などの設備投資の資金として活用し、中長期的な業績向上に努めてまいります。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は中間配当・期末配当ともに取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の動向や財政状態を考慮、内部留保の充実を優先し、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

なお、A種優先株式およびB種優先株式については、定款の定めに従って、優先配当いたします。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2024年6月13日 取締役会	A種優先株式	60,000	4,000.00
	B種優先株式	3,000	500.00

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2024年12月12日 取締役会	A種優先株式	60,328	4,021.92
	B種優先株式	3,016	502.74

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を高める観点から、経営管理体制を整備し、経営の効率と迅速性を高めることが重要な経営課題の一つと考えております。同時に、社会における企業の責務を認識し、事業活動を通じた社会への貢献と、株主・顧客・取引先及び従業員等の各ステークホルダーの調和ある利益の実現を目的にコーポレート・ガバナンスを構築しております。

これを踏まえ、経営管理体制の整備に当たっては事業活動における透明性と客観性を確保すべく、業務執行に対する監視体制の整備を進め、適時適切な情報公開を行ってまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日（2025年1月30日）現在、取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）という経営体制になっております。

a. 取締役会

取締役会は取締役7名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、毎月1回開催されます。経営上の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決定するとともに、業務執行状況を監督します。構成員につきましては、「(2) 役員の状況 ①役員一覧」に記載の役員であり、議長は代表取締役社長清水大輔であります。

b. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長清水大輔の諮問に基づき、経営方針や重要事項に関しての審議を行うために設けた機関であり、取締役、代表取締役社長の指名する者によって構成され、月1回開催しております。

c. 幹部会議

当社の幹部会議は、代表取締役社長清水大輔の諮問に基づき、営業実績や営業活動に関する報告、経営方針の実行や営業収支予算に係る検討、並びに全社の業務全般に係る検討を行うために設けた機関であり、業務執行取締役、常勤の監査役及び代表取締役社長の指名する者によって構成され、週1回開催しております。

d. 監査役会・監査役監査

当社の監査役会は3名の監査役（うち社外監査役2名）で構成され、毎月1回開催されます。各監査役は、取締役会等の重要会議に出席するほか、業務執行状況の監査を適宜実施します。構成員につきましては、「(2) 役員の状況 ①役員一覧」に記載の監査役であり、議長は常勤監査役伊藤正義であります。

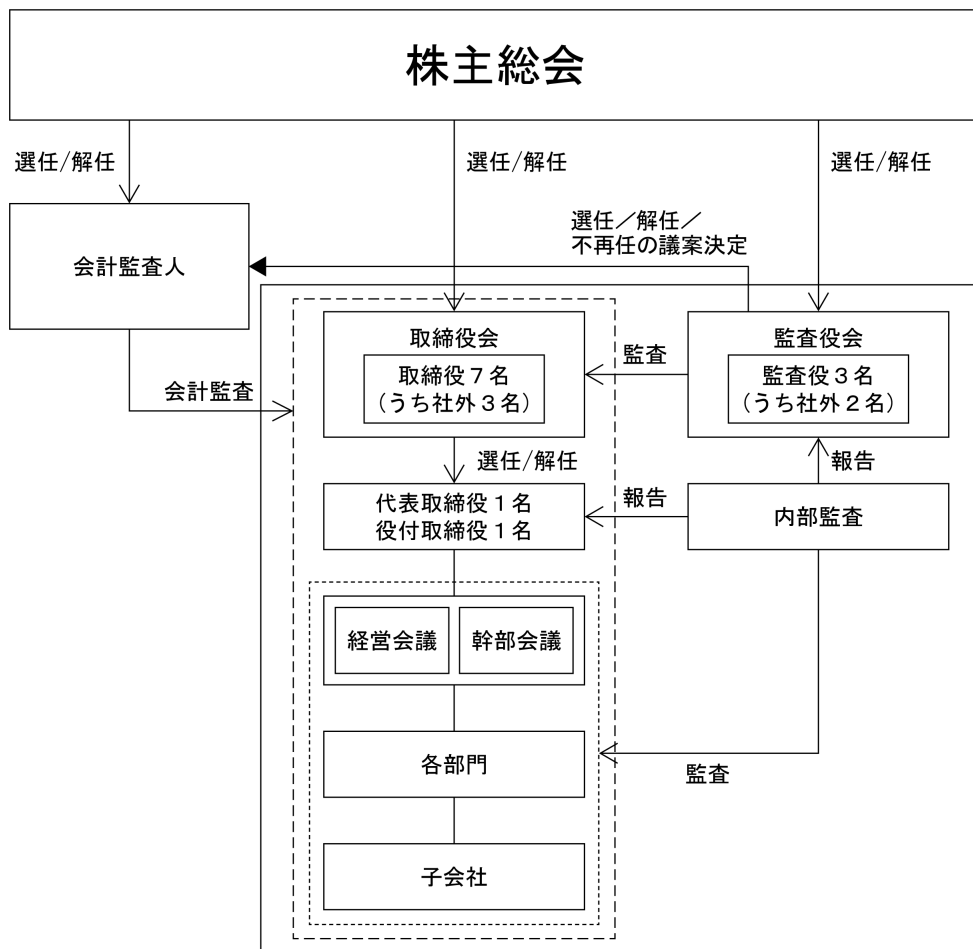
e. 内部監査

内部監査室は社長直属組織であり、業務遂行状況の監査及び改善指導を行っております。過誤による不測の事態の発生を防止するとともに、業務の改善と経営効率の向上を図ります。

f. 会計監査人

会計監査人として、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。会計監査人の監査報告会には、監査役及び内部監査室長が出席して直接報告を受けるとともに、意見を述べるなどの連携を図っております。

g. 当社のコーポレート・ガバナンス体制の状況（模式図）



(ロ) 当該体制を採用する理由

当社の取締役会は7名で構成されており、経営の意思決定が迅速に行われるとともに、職務執行を相互に牽制して、適切な経営管理が行われる体制となっております。また、監査役が客観的な視点で経営を監視しており、現在の体制は業務執行機能と監督・監査機能をバランスよく効率的に発揮できる体制であると判断しております。

③企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、継続企業として成長を果たし、社会における責務を果たすため、経営の効率性並びに客観性及び透明性を確保し、より良い企業統治の実現に取り組んでまいります。内部統制システムの整備に当たっては、相互牽制を適正に機能させる体制構築とこれを支える社内外への積極的な情報開示の推進を最重要項目として、取り組んでいく方針であります。内部統制システムの整備に向けた具体的方針は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・ 管理部においてコンプライアンスに関する取組を全社横断的に統括し、同部を中心に取締役及び使用人の教育等を行い更なる徹底を図る。
- ・ 取締役及び使用人が法令定款違反その他コンプライアンスに反する行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する体制とする。報告を受けた監査役及び取締役会は内容を調査し、重大性に応じ再発防止策を策定し、全社に徹底するとともに人事処分を行う。
- ・ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、取締役及び監査役に報告する。

- ・取締役における職務執行の適法性を確保するための牽制機能として、常に社外取締役を在任させる。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
- ・ 取締役及び監査役は、文書保存規程に基づき常時これら文書等を閲覧できるものとする。

c. 損失の危険管理に関する規程その他の体制

- ・ 各部署業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部署にてリスク管理を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに責任者となる取締役を定めるものとする。
- ・ 組織横断的リスクの監視ならびに対応は、管理部が行うものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、取締役と使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。
- ・ 各業務の担当取締役は、目標達成に向けて実施すべき具体的な施策と、業務遂行体制を決定する。
- ・ 月次の業績がITを活用したシステムにより迅速にデータ化され、担当取締役及び取締役会に報告される。
- ・ 担当取締役は、目標と実績の差異分析及びその対策を取締役に報告し、その場での審議に基づいて改善に向けた具体的な施策を実行する。

e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社取締役ならびに子会社の代表取締役は、法令遵守体制及びリスク管理体制を構築する権限と責任を有するものとし、必要に応じその状況を取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ・ 子会社の取締役として当社の経営幹部を派遣し、当該子会社の職務執行を監視・監督する。
- ・ 子会社の代表取締役は、当社の幹部会議及び経営会議に出席して事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件の実施については当社と事前協議を行うものとする。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、社内にて必要な体制を整備する。
- ・ 監査役は、当社の任命した使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ・ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して当社取締役あるいは組織上の上司から指揮命令を受けないものとする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役または使用人は、法令違反や不正行為等の当社グループに重大な損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとする。
- ・ 監査役は、取締役会のほか幹部会議、経営会議等監査上重要と思われる会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に対し説明を求めることができるものとする。
- ・ 監査役に報告を行った者が当該報告を理由に不利益な扱いを受けぬよう、当社の社内規程に定めるものとする。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役と代表取締役は、監査の実効性確保のために必要な相互の意思疎通を目的として、定期的に会合を持ち意見交換を行うものとする。
- ・ 監査役は内部監査室及び監査法人と相互に連携し、監査の実効性確保を図るものとする。

(ロ) 責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償

責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(ハ) 特別取締役による取締役会の決議制度に関する事項

当社は、会社法第373条第1項に規定する事項（特別取締役による取締役会の決議制度）は定めておりません。

④取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款にて定めております。

⑤取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議につき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑥株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及びその理由

(イ) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にするためであります。

(ロ) 配当

当社は、取締役会決議により配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(ハ) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

(ニ) 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

⑦株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定により、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

⑧株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め及び議決権の有無又はその内容の差異

(イ) 株式の種類ごとに異なる数の単元株式数の定め

普通株式の単元株式数は100株であります。

A種優先株式及びB種優先株式には議決権が無いため、単元株式数は1株としております。

(ロ) 議決権の有無又はその内容の差異

普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。

A種優先株主及びB種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しません。これは、資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。なお、A種優先株主及びB種優先株主は配当金や残余財産の分配について優先権を有しております。

⑨役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、取締役全員と執行役員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役がその職務

執行に関して責任を負うことまたは、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じることがある損害が補填されることとなります。保険料は、特約部分の保険料のみ被保険者の負担としております。取締役候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

⑩取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	清水 大輔	12回	11回
取締役会長	清水 秀雄	12回	12回
取締役	遠海 武則	12回	12回
取締役	吉田 勝一	12回	11回
取締役	阿部 智幸	12回	12回
取締役	笹川 菜央	12回	12回
取締役（社外取締役）	中村 崇	12回	11回
取締役（社外取締役）	間野 義之	12回	11回
取締役（社外取締役）	渡部 弘之	10回	8回

（注）渡部 弘之氏は、2024年1月18日開催の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、株主総会の招集について、四半期ごとの決算発表内容、資本政策、設備投資、中期経営計画を含む経営戦略、重要な人事異動、その他取締役会が必要と判断した事項についての審議・提案を行っております。

⑪ I R への取組状況

当社は、継続して積極的な I R 活動に取り組み、株主様を始めとする投資家の皆様への情報公開に努めております。その取組状況は以下のとおりであります。

・アナリスト・機関投資家向けの説明会等の開催

半期に1回以上、社長が業績及び今後の事業戦略について説明するアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を行っております。また、訪問等による個別ミーティングを随時行っております。

・ I R 資料のホームページ掲載

月次営業概況を毎月上旬に公表しているほか、決算情報、開示資料等を当社ウェブサイトに掲載しております。ウェブサイトアドレス <https://www.topculture.co.jp>

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO 兼営業本部長	清水 大 輔	1984年6月7日生	2008年9月 慶應義塾大学 総合政策学部卒業 2009年4月 楽天株式会社 入社 経営企画室 2018年8月 Hult International Business School (ボストン) 卒業 MBA取得 2018年10月 株式会社メディアドゥ 入社 経営企画室 2019年11月 当社入社 経営企画室 2020年1月 当社 取締役経営企画室長 2021年1月 当社 代表取締役社長COO兼 営業本部長 2021年7月 株式会社DaI代表取締役社長(現任) 2022年1月 株式会社ワグレルスタッフサービス取 締役(現任) 2022年9月 株式会社オー・エンターテイメント社 外取締役(現任) 2023年1月 当社 代表取締役社長CEO兼 営業本部長(現任) 2023年1月 株式会社トップブックス取締役 2023年6月 株式会社メソッドカイザー 取締役(現任) 2025年1月 株式会社トップブックス 代表取締役(現任)	(注) 4	296,200
取締役会長	清水 秀 雄	1954年1月12日生	1986年12月 当社設立、代表取締役社長 2015年5月 株式会社TSUTAYA(現 カルチュア・コ ンビニエンス・クラブ株式会社) 社外取 締役 2017年1月 株式会社トップブックス 取締役(現任) 2017年1月 株式会社グランセナフットボールクラ ブ取締役(現任) 2019年3月 株式会社ワグレルスタッフサービス代 表取締役社長兼CEO(現任) 2021年1月 当社 代表取締役会長CEO 2023年1月 当社 取締役会長(現任) 2023年6月 株式会社メソッドカイザー 代表取締役社長(現任)	(注) 4	539,800
取締役 経営企画室長	吉 田 勝 一	1972年3月24日生	2009年8月 当社入社、経理部経理課長 2010年10月 当社 管理部経理課長 2013年1月 当社 取締役管理部経理担当 2019年1月 株式会社グランセナフットボールクラ ブ取締役(現任) 2021年1月 当社 取締役財務部長CFO兼 管理部長 2021年1月 株式会社ワグレルスタッフサービス取 締役 2023年1月 当社 取締役経営企画室長(現任) 2023年1月 株式会社トップブックス 取締役(現任) 2023年6月 株式会社メソッドカイザー 取締役(現任)	(注) 4	4,900
取締役 人事部長	笹 川 菜 央	1977年5月12日生	2000年4月 当社入社 2011年11月 当社 内部監査室長 2013年1月 株式会社トップブックス 監査役(現任) 2015年1月 当社 人事部長 2016年6月 株式会社ワグレルスタッフサービス代 表取締役社長 2018年7月 同社 取締役(現任) 2020年1月 当社 執行役員人事部長 2021年1月 当社 取締役人事部長(現任)	(注) 4	12,800

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	中村 崇	1976年8月26日生	2000年3月 2004年10月 2010年7月 2013年4月 2017年1月 2024年4月 2024年4月	一橋大学 法学部 卒業 弁護士登録 弁護士法人中村・大城国際法律事務所 開設、代表弁護士（現任） 新潟大学法科大学院客員教授 当社 取締役（現任） 新潟県弁護士会会長（現任） 日本弁護士連合会理事（現任）	(注) 4	—
取締役	平田 竹男	1960年1月16日生	1982年3月 1988年6月 2008年9月 1982年4月 2000年6月 2001年1月 2002年7月 2006年4月 2007年3月 2013年8月 2016年7月 2017年6月 2020年6月 2025年1月	横浜国立大学経営学部卒業 ハーバード大学政治大学院修士号取得 東京大学博士号取得（工学） 通商産業省（現経済産業省）入省 同省 資源エネルギー庁石油開発課長 経済産業省 資源エネルギー庁石油天然ガス課長 財団法人日本サッカー協会（現公益財団法人日本サッカー協会）専務理事 早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授（現任） 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）社外監査役 内閣官房参与 日本スポーツ産業学会会長（現任） 株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外監査役 同社 社外取締役 当社 取締役（現任）	(注) 4	—
取締役	渡部 弘之	1973年3月16日生	1996年3月 1996年4月 2006年4月 2014年4月 2018年9月 2020年6月 2021年6月 2023年6月 2024年1月	中央大学経済学部卒業 株式会社トーハン入社 同社 対策推進グループ アシスタントマネージャー 同社 取引部書店経営推進室長 同社 取引部長 同社 執行役員 取引部長 同社 執行役員 経営戦略部長 同社 上席執行役員 経営企画部長（現任） 当社 取締役（現任）	(注) 4	—
監査役 (常勤)	伊藤 正義	1956年5月26日生	1986年12月 1998年3月 1999年1月 2004年6月 2005年11月 2011年1月 2018年8月 2023年1月 2023年6月	当社入社 当社 長野地区統括店長 当社 取締役長野地区統括店長 当社 取締役統括店長 当社 取締役商品企画部長 当社 執行役員営業本部ストア オペレーション部長 当社 内部監査室長 当社 監査役（現任） 株式会社メソッドカイザー 監査役（現任）	(注) 5	25,400
監査役	山田 剛志	1965年7月16日生	1996年4月 2004年4月 2004年4月 2008年1月 2010年4月 2011年7月 2011年7月 2020年2月	新潟大学法学部助教 弁護士登録（新潟県弁護士会）風間法律事務所入所 新潟大学法科大学院准教授 当社監査役（現任） 成城大学法学部教授（現任） 敬和総合法律事務所入所（東京弁護士会）（現任） TSUTAYA STATIONERY NETWORK 株式会社 監査役 弁護士法人日新法律事務所代表弁護士（現任）	(注) 6	—

監査役	西村 裕	1958年5月15日生	1986年9月 1991年9月 1993年10月 1999年8月 2016年1月 2024年12月	公認会計士登録 公認会計士西村裕事務所開設、 代表（現任） 税理士登録 有限会社マネジメント・サポート設立、 代表取締役 当社 監査役（現任） 税理士法人マネジメント・サポート設 立、代表社員（現任）	(注) 5	—
計						879,100

(注) 1 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
徳本好彦	1968年8月10日生	1996年12月 2000年4月 2003年4月 2004年3月 2007年4月 2014年4月 2019年3月	司法書士登録 司法書士永野合同事務所副所長 日本リーガル司法書士法人 社員 簡裁訴訟代理権認定資格取得 日本リーガル司法書士法人（現 いがた 司法書士法人）所長代表社員（現任） 行政書士登録 土地家屋調査士登録	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

- 2 取締役中村崇氏・取締役平田竹男氏・取締役渡部弘之氏は、社外取締役であります。
- 3 監査役山田剛志氏及び監査役西村裕氏は、社外監査役であります。
- 4 2025年1月16日開催の定時株主総会終結の時から1年間。
- 5 2025年1月16日開催の定時株主総会終結の時から4年間。
- 6 2024年1月18日開催の定時株主総会終結の時から4年間。
- 7 代表取締役社長CEO兼営業本部長清水大輔氏は取締役会長の清水秀雄氏の子息であります。

②社外役員の状況

当社では、社外取締役3名、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役中村崇氏は、弁護士として弁護士法人中村・大城国際法律事務所を開設しており、その弁護士として企業法務に関する豊富な経験と高い専門性を、内部統制やコンプライアンスをはじめとした当社の経営に活かして適切な監督を行っていただいております。なお、弁護士法人中村・大城国際法律事務所は当社と法律顧問契約を締結しておりますが、当社と同氏及び弁護士法人中村・大城国際法律事務所との間には、その他の利害関係はありません。

社外取締役平田竹男氏は、大学教授として高い見識と専門性、幅広い経験を有することから、当社の成長と経営に助言を頂戴するとともに、コーポレートガバナンス強化に寄与し、適切な監督を行っていただいております。なお、同氏は、早稲田大学大学院教授を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役渡部弘之氏は、株式会社トーハンの上席執行役員であり、当社は同社との間で、書籍・雑誌等出版物の商品の売買・仕入についての契約を締結しており、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。同氏は、当社の取次出版先の上席執行役員として、豊富な知識や経験等を当社の経営に活かして、今後書籍を軸とした経営方針を当社が推進していく中で連携を強化し、有益な助言や適切な監督を行っていただきます。

社外監査役山田剛志氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役の業務執行を的確かつ適正に監査する役割を果たしていただいております。なお、同氏は弁護士ならびに成城大学法学部教授、弁護士法人日新法律事務所代表を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役西村裕氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的知識を活かし、取締役の業務執行を的確かつ適正に監査する役割を果たしていただいております。なお、同氏は公認会計士及び税理士として公認会計士西村裕事務所及び税理士法人マネジメント・サポートを開設しておりますが、両団体と当社との間には特別な関係はありません。

当社は、独立性が高く、幅広い知識と豊富な経験を持つ社外取締役及び社外監査役を選任することにより、経

営の意思決定における客観性を高めるとともに、経営の健全化と透明性の向上を図っております。なお、社外取締役中村崇氏、平田竹男氏及び社外監査役山田剛志氏、西村裕氏は、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との連携

社外取締役は、当社の業務執行に携わらない独立した立場からの経営判断により、取締役会の監督機能強化を図ります。

社外監査役は、独立した立場からの監査体制を確保し、意見表明を行うことにより、取締役会の経営判断、業務執行の適法性の確保に努めております。

また、社外監査役は、会計監査人及び監査役会を通じて内部監査部門と情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査及び内部統制の実効性を高めております。

当社における内部監査は、社長直轄部門として「内部監査室」（内部監査人1名）を設置し、各部署、店舗の監査を年間の監査計画に基づいて実施し、法令遵守、内部統制の実効性などを監査しております。

監査結果については取締役会に対し報告を行っております。

社外取締役および社外監査役は内部監査室と適宜情報交換を行っております。さらに会計監査人とも適宜情報交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社における監査役監査は、本有価証券報告書提出日現在常勤監査役1名、社外監査役2名で構成し、必要に応じて開催しております。監査役は、業務及び会計について、法令への準拠性のほか、常勤監査役を中心に適宜内部監査に同行するなど、内部監査室と連携して実態調査を行い、経営の合理性も含め、監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧等を行い、専門知識と幅広い視野や豊かな経験に基づいて経営上の意思決定に対するチェック機能を果たしております。また、監査役1名は公認会計士であり、専門的見地から発言を行っております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況においては次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役 伊藤 正義	12回	12回
社外監査役 山田 剛志	12回	11回
社外監査役 西村 裕	12回	12回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査計画、内部統制システムの構築・運用、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、取締役選任及び報酬等に関する意見形成となります。

また、各監査役は、取締役並びに内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会等重要な会議への出席、重要な決算書類の閲覧、常勤監査役を中心として本社・店舗での業務・財産の状況の調査を行い、内部統制システムの構築・運用の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどの活動を行っております。

②内部監査の状況

当社は、代表取締役社長直属組織の内部監査室を設置しております。代表取締役より承認を受けた「内部監査計画書」に基づき、法令・規程及びマニュアルへの準拠性向上、業務上の過失による不測の事態の発生を防止するとともに、業務の適正化と効率化を実施しております。

内部監査室は、現在1名で運営しており、業務執行部門の活動全般に渡り、具体的な助言・勧告及び改善指導を行っております。監査結果については、「監査調書」によって代表取締役社長及び被監査部署に報告され、改善に努めております。

また、監査役（3名）及び会計監査人と定期的にミーティングを実施し、情報、意見交換を相互に行う事で、監査業務の適正化、効率化を図っております。

なお、内部監査室は、定期的に取り締役会並びに監査役及び監査役会に対しても、直接報告を行っており、内部監査の実効性を確保しております。

③会計監査の状況

(イ) 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

(ロ) 提出会社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合におけるその期間

2023年10月期以降の2年間

(ハ) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 本間 洋一

指定有限責任社員 業務執行社員 丸田 力也

(ニ) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他9名であります。

(ホ) 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定に際しては、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性に問題がないこと、監査計画並びに監査報酬の妥当性等を総合的に勘案して判断しております。

監査役会は、会計監査人の独立性及び職務の実施に関する体制を特に考慮し、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、太陽有限責任監査法人は、金融庁から2023年12月26日付で処分を受けており、その概要は以下のとおりであります。

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3月

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

当社監査役会は、太陽有限責任監査法人より、処分の内容、業務改善計画及びその実施状況について説明を受け、金融庁への上記処分に関する業務改善報告が終了したことを確認いたしました。その結果、業務改善計画に基づいた取り組みが行われていることを確認できたことから、太陽有限責任監査法人の当社会計監査人としての適格性に影響はなく、当社の監査業務に影響を及ぼさないと判断しております。

(ヘ) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、会計監査人について、その独立性及び専門性、監査品質、監査活動の状況、監査報酬水準、監査報告の相当性等を対象項目として評価し、太陽有限責任監査法人が会計監査人として適切、妥当であると判断しております。

(ト) 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

第38期（連結・個別） 有限責任監査法人トーマツ

第39期（連結・個別） 太陽有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

選任する監査公認会計士等の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人

退任する監査公認会計士等の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ

異動の年月日 2023年1月19日

監査公認会計士等であった者が監査公認会計士等でなくなった場合

異動監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日 1996年9月25日

異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2023年1月19日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。有限責任監査法人トーマツは、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、監査役会は、監査継続年数を踏まえ、当社の事業規模に見合った監査対応及び監査報酬の相当性等について、複数の会計監査人を対象として検討した結果、新たに太陽有限責任監査法人を会計監査人といたしました。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る異動監査公認会計士等の意見特段の意見はない旨の回答を得ております。

上記の理由及び経緯に対する監査報告書又は内部統制監査報告書等の記載事項に係る監査役会の意見妥当であると判断しております。

④監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社(注)	27,900	—	31,800	—
連結子会社(注)	—	—	—	—
計	27,900	—	31,800	—

(注) 当社及び連結子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分もできないため、上記「提出会社」及び「連結子会社」の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(ロ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

(ハ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

(ニ) 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定にあたっては、監査公認会計士と監査計画、必要監査時間等を協議の上、合理的な見積り

に基づき決定しております。

(ホ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間、配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び市況等を鑑みて報酬見積りの相当性などを確認し、必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬の額は、2000年1月18日開催の定時株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、役員報酬規程及び取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する取締役会決議に基づき、取締役会で決定しております。

同決議に基づき、代表取締役が取締役の個人別の報酬額の具体的内容について委任をうけるものとし、その委任される権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、世間水準および従業員給与との均衡を考慮して、役員の役職位、経営能力、功績などを考慮し基本報酬を定めることを確認しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社では役員持株会制度により自社株の取得を進めており、当社の役員は株主の皆様と同じ視点で、会社の持続的な成長を目指しております。

尚、取締役報酬制度として、株主総会での承認を得て過去3回に渡り「株式報酬型ストックオプション（行使価格を1円に設定した新株予約権）」を導入しました。当該ストックオプションは、当時の取締役を割当対象とし、原則取締役在任期間中は権利行使ができないという条件のもとに設定されましたが、当時の代表取締役を除き、対象の取締役全員が任期満了等により既に退任し権利を行使しております。代表取締役を除く現在の取締役に対しては、業績連動型報酬は導入しておりませんので、当社に最適な報酬制度のあり方について、今後必要に応じて検討してまいります。

取締役の報酬は、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、取締役会より一任された代表取締役が、経営環境や他社水準、従業員給与との均衡を考慮の上、各取締役の職位や経営能力、功績などを勘案して決定しております。

監査役の報酬は、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内にて、監査役会で協議により決定しております。

なお、提出会社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	132,525	132,525	—	—	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	4,200	4,200	—	—	—	—	1
社外役員	8,400	8,400	—	—	—	—	4

(注) 1 当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬は支給しておりません。

2 期末現在の取締役は9名ですが、無報酬の取締役が1名おります。

3 当社は、2006年1月26日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

③ 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

いわゆる政策保有株式に関する当社の基本方針は、保有につき合理的理由が認められる場合にのみ保有するというものであります。合理性の判断は保有に伴う採算の検証、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかの精査、及び取引関係の維持強化等の保有目的の勘案により行うことといたします。議決権の行使は、当社の保有目的との合致及び発行会社の企業価値向上への寄与を総合的に判断し行っております。また、取締役会にて定期的に政策保有株式の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	5	27,402
非上場株式以外の株式	3	4,852

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	2	新株予約権を行使したことによる株式の取得です。
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
楽天株式会社	3,000	3,000	業界動向の確認のため	無
	2,768	1,670		
株式会社ハードオフ コーポレーション	1,000	1,000	業界動向の確認のため	有
	1,930	1,460		
株式会社ゲオHD	100	100	業界動向の確認のため	無
	153	234		

(注) 各銘柄の定量的な保有効果については記載が困難であるため、記載しておりません。なお、保有の合理性につきましては、固有銘柄ごとにリターンとリスクや当社との取引関係等を総合的に勘案し検証しており、すべての銘柄において保有の合理性があると判断しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年11月1日から2024年10月31日まで)及び事業年度(2023年11月1日から2024年10月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握、順応できる体制を整えるため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制の整備に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,570,708	988,928
売掛金	351,448	404,344
商品	7,268,167	6,920,010
前払費用	255,104	233,728
未収入金	162,092	190,612
その他	109,514	11,577
貸倒引当金	△404	△404
流動資産合計	9,716,632	8,748,797
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※2 5,034,746	※2 4,718,666
減価償却累計額	△3,723,001	△3,564,208
建物及び構築物（純額）	1,311,744	1,154,457
車両運搬具	26,988	17,019
減価償却累計額	△20,368	△14,006
車両運搬具（純額）	6,619	3,013
工具、器具及び備品	773,712	734,525
減価償却累計額	△719,050	△672,794
工具、器具及び備品（純額）	54,661	61,730
土地	1,423,310	1,415,040
リース資産	5,155,536	5,333,353
減価償却累計額	△3,156,580	△3,391,456
リース資産（純額）	1,998,956	1,941,896
有形固定資産合計	4,795,292	4,576,138
無形固定資産		
のれん	139,385	118,213
ソフトウェア	4,488	3,328
電話加入権	12,995	12,995
無形リース資産	370	—
無形固定資産合計	157,239	134,537
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 68,354	※1 32,254
敷金及び保証金	2,322,112	2,138,293
長期前払費用	128,993	91,499
その他	48,210	58,840
投資その他の資産合計	2,567,670	2,320,887
固定資産合計	7,520,202	7,031,563
資産合計	17,236,835	15,780,360

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,688,332	3,230,455
短期借入金	※3 4,500,000	※3 4,500,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 644,676	※1 587,887
リース債務	335,237	355,547
未払法人税等	49,390	38,643
賞与引当金	30,000	28,000
未払金	280,186	304,114
資産除去債務	5,481	3,127
株主優待引当金	—	7,500
その他	573,324	278,847
流動負債合計	9,106,629	9,334,123
固定負債		
長期借入金	※1 2,195,680	※1 1,607,793
リース債務	2,920,864	2,708,864
資産除去債務	180,185	181,437
長期前受収益	1,277	158
退職給付に係る負債	33,042	29,464
役員退職慰労引当金	62,941	62,941
長期末払金	11,689	21,267
長期預り敷金保証金	214,291	216,542
固定負債合計	5,619,972	4,828,468
負債合計	14,726,601	14,162,591
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,342,378	100,000
資本剰余金	2,045,929	4,115,474
利益剰余金	△1,643,970	△2,361,594
自己株式	△270,027	△270,027
株主資本合計	2,474,308	1,583,851
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△2,435	1,902
その他の包括利益累計額合計	△2,435	1,902
新株予約権	8,249	8,249
非支配株主持分	30,110	23,765
純資産合計	2,510,233	1,617,769
負債純資産合計	17,236,835	15,780,360

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)		当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	
売上高	※1	18,953,534	※1	18,414,028
売上原価	※2	12,948,824	※2	12,092,895
売上総利益		6,004,709		6,321,132
販売費及び一般管理費	※3	6,806,969	※3	6,823,090
営業損失(△)		△802,260		△501,957
営業外収益				
受取利息		9,105		8,709
協賛金収入		12,889		12,676
助成金収入		4,320		3,014
スクラップ売却益		5,037		2,725
雑収入		13,143		10,496
営業外収益合計		44,496		37,622
営業外費用				
支払利息		110,528		112,535
新株発行費	※4	20,474		—
雑損失		—		373
営業外費用合計		131,003		112,908
経常損失(△)		△888,767		△577,243
特別利益				
固定資産売却益	※5	6,267	※5	4,166
特別利益合計		6,267		4,166
特別損失				
減損損失	※6	430,797	※6	94,430
投資有価証券評価損		—		10,500
固定資産処分損	※7	33,588		—
リース解約損	※8	2,037	※8	6,119
特別損失合計		466,423		111,050
税金等調整前当期純損失(△)		△1,348,923		△684,127
法人税、住民税及び事業税		27,091		39,841
法人税等合計		27,091		39,841
当期純損失(△)		△1,376,014		△723,969
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)		490		△6,345
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△1,376,505		△717,624

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
当期純損失(△)	△1,376,014	△723,969
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	12,787	4,338
その他の包括利益合計	※1 12,787	※1 4,338
包括利益	△1,363,227	△719,631
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△1,363,717	△713,285
非支配株主に係る包括利益	490	△6,345

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,007,370	1,909,428	△267,465	△270,027	3,379,305
当期変動額					
新株の発行	335,008	335,008	—	—	670,016
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△198,507	—	—	△198,507
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△1,376,505	—	△1,376,505
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	335,008	136,500	△1,376,505	—	△904,996
当期末残高	2,342,378	2,045,929	△1,643,970	△270,027	2,474,308

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△15,223	△15,223	8,249	29,620	3,401,951
当期変動額					
新株の発行	—	—	—	—	670,016
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	—	—	—	△198,507
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	—	△1,376,505
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12,787	12,787	—	490	13,278
当期変動額合計	12,787	12,787	—	490	△891,718
当期末残高	△2,435	△2,435	8,249	30,110	2,510,233

当連結会計年度(自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,342,378	2,045,929	△1,643,970	△270,027	2,474,308
当期変動額					
減資	△2,242,378	2,242,378	—	—	—
剰余金(その他資本剰余金)の配当	—	△172,832	—	—	△172,832
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	△717,624	—	△717,624
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△2,242,378	2,069,545	△717,624	—	△890,456
当期末残高	100,000	4,115,474	△2,361,594	△270,027	1,583,851

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△2,435	△2,435	8,249	30,110	2,510,233
当期変動額					
減資	—	—	—	—	—
剰余金(その他資本剰余金)の配当	—	—	—	—	△172,832
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	—	—	△717,624
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,338	4,338	—	△6,345	△2,006
当期変動額合計	4,338	4,338	—	△6,345	△892,463
当期末残高	1,902	1,902	8,249	23,765	1,617,769

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△1,348,923	△684,127
減価償却費	483,986	417,176
減損損失	430,797	94,430
のれん償却額	8,821	21,172
固定資産処分損益 (△は益)	33,588	—
固定資産売却損益 (△は益)	△6,267	△4,166
リース解約損	2,037	6,119
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	10,500
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,000	△2,000
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△8,708	△3,578
受取利息及び受取配当金	△9,181	△8,788
支払利息	110,528	112,535
売上債権の増減額 (△は増加)	74,534	△52,895
棚卸資産の増減額 (△は増加)	49,458	348,157
仕入債務の増減額 (△は減少)	19,906	542,123
未払消費税等の増減額 (△は減少)	35,593	51,598
長期前払費用の増減額 (△は増加)	19,881	2,247
その他	44,941	90,428
小計	△65,004	940,934
利息及び配当金の受取額	423	444
利息の支払額	△109,603	△112,905
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△30,081	△32,608
営業活動によるキャッシュ・フロー	△204,266	795,864
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△35,333	△63,626
有形固定資産の売却による収入	10,368	7,100
無形固定資産の取得による支出	△2,000	△700
投資有価証券の取得による支出	△30,587	△29,634
投資有価証券の売却による収入	100,149	60,147
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △119,777	—
敷金及び保証金の回収による収入	235,460	175,712
敷金及び保証金の差入による支出	△6,733	△25,574
資産除去債務の履行による支出	△52,354	△7,840
その他	3,069	2,333
投資活動によるキャッシュ・フロー	102,261	117,916
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	100,000	—
長期借入れによる収入	300,000	—
長期借入金の返済による支出	△707,938	△644,676
株式の発行による収入	649,541	—
リース債務の返済による支出	△381,626	△348,128
割賦債務の返済による支出	△2,487	—
配当金の支払額	△198,384	△172,757
その他	330,000	△330,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	89,104	△1,495,561
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,899	△581,779
現金及び現金同等物の期首残高	1,573,608	1,560,708
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,560,708	※1 978,928

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

株式会社トップブックス

株式会社グランセナフットボールクラブ

株式会社ワールスタッフサービス

株式会社メソッドカイザー

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(ロ) 棚卸資産

商品 売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ただし、リサイクル商品は総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～34年

工具、器具及び備品 3年～10年

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(ニ) 無形リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

- (ホ) 長期前払費用
定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- (イ) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (ハ) 株主優待引当金
株主優待の支出に備えるため、当連結会計年度における支出見込額を計上しております。
- (ニ) 役員退職慰労引当金
当社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
なお、2005年4月に役員退職慰労金内規の改正を行い、2004年11月以降の役員退職慰労金の新規積立を停止しております。そのため、2004年11月以降の役員退職慰労引当金の新たな繰入れは行っておりません。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
なお、2008年4月に退職給与規程の改正を行い、当社及び連結子会社1社は退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行しております。本移行においては退職一時金を確定拠出年金へ移換していないため、移行時の在籍従業員に対する退職一時金に係る退職給付に係る負債を計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
当社グループの主要な事業は蔦屋書店事業であり、蔦屋書店事業では書籍、特撰雑貨・文具、セルCD及びDVD等の商品を主として路面店舗を通じて販売事業を展開しております。このような販売形態におきましては、約束した財又はサービスの支配が引渡しの時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該商品の引渡時点で収益を認識しております。
なお、消化仕入など、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- (イ) ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
- (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) 金利スワップ
(ヘッジ対象) 借入金の利息
- (ハ) ヘッジ方針
当社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行う際には、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- (ニ) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、7年間の定額法により償却しております。
- (8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	4,795,292	4,576,138
無形固定資産	157,239	134,537
長期前払費用	128,993	91,499
固定資産合計(注)	5,081,525	4,802,176
減損損失	430,797	94,430

(注) 上記の内、当連結会計年度における株式会社トップカルチャーの固定資産は4,541,320千円(連結総資産に占める割合28.8%)、減損損失の計上額は94,430千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは主に店舗ごとに減損の兆候の有無を判定し、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合等、減損の兆候が把握された店舗については、割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、固定資産の帳簿価額と比較して、減損損失の認識判定を実施しております。そして、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は、将来キャッシュ・フローの現在価値(使用価値)と正味売却価額のいずれか高い方の金額としております。

減損損失の認識及び測定で必要となる将来キャッシュ・フローは、店舗損益計画を基礎として見積っております。地域に立地する小売店舗やインターネット配信サービス等との競合により当社グループの売上高が減少する中、2024年10月期を初年度とする3ヶ年の中期経営計画を公表しており、新たな売上高を創出するために、新商品の導入やテナント誘致を進めており、店舗損益計画においてこれらの売上高を見込んでおります。

将来キャッシュ・フローの見積りには、商品別の売上高変動率、新商品の売上高予測、テナント誘致による賃料収入予測といった重要な仮定を用いておりますが、これらの要素は、外部環境(消費者の購買動向、競合他社の販促施策や出退店等)や、内部環境(自社の販促施策、オペレーションの改善施策等)により影響を受けます。

そのため、外部環境等の変化により、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いたこれらの仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の固定資産の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年10月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 債務の担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
投資有価証券	1,670千円	2,768千円
計	1,670千円	2,768千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
1年内返済予定の長期借入金	150,000千円	100,000千円
長期借入金	500,000千円	400,000千円
計	650,000千円	500,000千円

※2 国庫補助金受入

国庫補助金等受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
構築物	21,414千円	21,414千円
計	21,414千円	21,414千円

※3 当座貸越契約等

当グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

なお、連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
当座貸越極度額等	5,000,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	4,500,000千円	4,500,000千円
差引額	500,000千円	500,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
	100,910千円	82,268千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
給料及び手当	1,694,060千円	1,877,789千円
賞与引当金繰入額	30,000千円	28,000千円
退職給付費用	21,342千円	21,865千円
減価償却費	431,569千円	386,470千円
不動産賃借料	2,114,064千円	2,028,290千円
株主優待引当金繰入額	一千円	7,500千円

※4 新株発行費

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)
増資のための普通株式発行費用であります。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
該当事項はありません。

※5 固定資産売却益

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)
閉店店舗のレンタル中古資産の売却によるものであります。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
車両運搬具の売却によるものであります。

※6 減損損失

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物	新潟県 5店舗
	工具、器具及び備品	長野県 1店舗
	リース資産	東京都 1店舗
	長期前払費用	神奈川県 2店舗
	借地権	埼玉県 1店舗
		群馬県 1店舗 宮城県 1店舗

当社グループは、主に店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。当連結会計年度においては、収益性が著しく低下した以下の資産について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失430,797千円として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物56,000千円、工具、器具及び備品5,028千円、リース資産315,406千円、長期前払費用28,462千円、借地権25,900千円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価額または路線価に基づいて金額を算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを割引率1.46%を用いて算定した使用価値により測定しております。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物	新潟県 5店舗 長野県 2店舗 神奈川県 1店舗 埼玉県 3店舗 群馬県 1店舗
	工具、器具及び備品	
	リース資産	
	土地	
	一括償却資産	
	長期前払費用	

当社グループは、主に店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。当連結会計年度においては、収益性が著しく低下した以下の資産について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失94,430千円として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物43,764千円、工具、器具及び備品3,375千円、土地8,270千円、リース資産14,170千円、一括償却資産55千円、長期前払費用24,795千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は売却見込額等合理的な見積りにより算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを割引率2.84%を用いて算定した使用価値により測定しております。

※7 固定資産処分損

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

主に閉店店舗の撤去費用であります。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

※8 リース解約損

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

主に閉店店舗のリース解約に係る損失であります。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

主に閉店店舗のリース解約に係る損失であります。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	13,132千円	4,948千円
組替調整額	△345千円	△610千円
税効果調整前	12,787千円	4,338千円
税効果額	—千円	—千円
その他有価証券評価差額金	12,787千円	4,338千円
その他の包括利益合計	12,787千円	4,338千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,688,000	3,526,400	—	16,214,400
A種優先株式(株)	15,000	—	—	15,000
B種優先株式(株)	6,000	—	—	6,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	603,480	—	—	603,480

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2007年第1回 ストックオプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	4,512
	2008年第1回 ストックオプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	3,736
合計			—	—	—	—	8,249

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月16日 取締役会	普通株式	36,253	3.00	2022年10月31日	2023年1月20日
	A種優先株式	60,000	4,000.00	2022年10月31日	2023年1月31日
	B種優先株式	3,000	500.00	2022年10月31日	2023年1月31日
2023年6月8日 取締役会	普通株式	36,253	3.00	2023年4月30日	2023年7月14日
	A種優先株式	60,000	4,000.00	2023年4月30日	2023年7月31日
	B種優先株式	3,000	500.00	2023年4月30日	2023年7月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月14日 取締役会	普通株式※	その他 資本剰余金	46,832	3.00	2023年10月31日	2024年1月31日
	A種優先株式	その他 資本剰余金	60,000	4,000.00	2023年10月31日	2024年1月31日
	B種優先株式	その他 資本剰余金	3,000	500.00	2023年10月31日	2024年1月31日

※ 2024年1月15日開催の取締役会において、普通株式の配当金支払開始予定日(効力発生日)を2024年1月19日から2024年1月31日に変更する決議をしております。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,214,400	—	—	16,214,400
A種優先株式(株)	15,000	—	—	15,000
B種優先株式(株)	6,000	—	—	6,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	603,480	—	—	603,480

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2007年第1回 ストックオプション としての新株予約権	—	—	—	—	4,512	
	2008年第1回 ストックオプション としての新株予約権	—	—	—	—	3,736	
合計			—	—	—	8,249	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月14日 取締役会	普通株式※	46,832	3.00	2023年10月31日	2024年1月31日
	A種優先株式	60,000	4,000.00	2023年10月31日	2024年1月31日
	B種優先株式	3,000	500.00	2023年10月31日	2024年1月31日
2024年6月13日 取締役会	A種優先株式	60,000	4,000.00	2024年4月30日	2024年7月31日
	B種優先株式	3,000	500.00	2024年4月30日	2024年7月31日

※ 2024年1月15日開催の取締役会において、普通株式の配当金支払開始予定日(効力発生日)を2024年1月19日から2024年1月31日に変更する決議をしております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年12月12日 取締役会	A種優先株式	その他 資本剰余金	60,328	4,021.92	2024年10月31日	2025年1月31日
	B種優先株式	その他 資本剰余金	3,016	502.74	2024年10月31日	2025年1月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
現金及び預金勘定	1,570,708千円	988,928千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△10,000千円	△10,000千円
現金及び現金同等物	1,560,708千円	978,928千円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

株式の取得により新たに株式会社メソッドカイザーを連結したことに伴う、連結開始時の資産及び負債の内訳並びに当該会社株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	379,586千円
固定資産	36,280千円
のれん	148,207千円
流動負債	△184,889千円
固定負債	△179,185千円
株式の取得価額	200,000千円
現金及び現金同等物	△80,222千円
差引：取得のための支出	119,777千円

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

主として、店舗設備 (建物及び構築物、工具、器具及び備品) であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
1年内	884,540千円	902,237千円
1年超	7,608,038千円	6,601,211千円
合計	8,492,578千円	7,503,448千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、設備投資計画及び資金繰り計画に従って、主に銀行借入及びリース取引により調達しており、一時的な余剰資金の運用については安全性の高い金融資産で運用しております。また、長期借入金の金利変動リスクに対しては、必要に応じて金利スワップ取引を実施し、支払利息の固定化を実施する方針としております。なお、金利スワップの期末残高はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金、未収入金、敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期借入金、長期借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。そのうち一部は資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

売掛金、未収入金、敷金及び保証金について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体 (取引先企業) の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る金利リスク及び流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

資金調達時には、金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。また、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年10月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券	30,454	30,454	—
(2)敷金及び保証金	2,322,112	2,127,184	△194,927
資産計	2,352,567	2,157,639	△194,927
(1)長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	2,840,356	2,802,039	△38,316
(2)リース債務(1年以内に返済予定のものを含む)	3,256,102	3,231,930	△24,171
(3)長期預り敷金保証金	214,291	206,053	△8,237
負債計	6,310,749	6,240,023	△70,726

(注) 1 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

2 市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	37,900

3 「(1)投資有価証券」に含まれる投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

当連結会計年度(2024年10月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券	4,852	4,852	—
(2)敷金及び保証金	2,138,293	1,951,331	△186,961
資産計	2,143,145	1,956,183	△186,961
(1)長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	2,195,680	2,158,066	△37,613
(2)リース債務(1年以内に返済予定のものを含む)	3,064,411	2,980,697	△83,714
(3)長期預り敷金保証金	216,542	208,560	△7,981
負債計	5,476,633	5,347,323	△129,310

(注) 1 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

2 市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	27,402

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2023年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,570,708	—	—	—
売掛金	351,448	—	—	—
未収入金	162,092	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)	—	—	—	—
敷金及び保証金	223,033	859,615	936,236	303,227
合計	2,307,282	859,615	936,236	303,227

当連結会計年度(2024年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	988,928	—	—	—
売掛金	404,344	—	—	—
未収入金	190,612	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)	—	—	—	—
敷金及び保証金	196,673	936,819	704,934	299,866
合計	1,780,558	936,819	704,934	299,866

4 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2023年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	4,500,000	—	—	—	—	—
長期借入金	644,676	586,247	559,588	486,432	264,593	298,820
リース債務	335,237	327,021	317,455	303,984	258,046	1,714,356
合計	5,479,913	913,268	877,043	790,416	522,639	2,013,176

当連結会計年度(2024年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	4,500,000	—	—	—	—	—
長期借入金	587,887	559,588	486,432	264,593	172,864	124,316
リース債務	355,547	347,165	334,928	290,213	253,490	1,483,065
合計	5,443,434	906,753	821,360	554,806	426,354	1,607,381

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	3,364	—	—	3,364
投資信託	—	27,090	—	27,090
資産計	3,364	27,090	—	30,454

当連結会計年度（2024年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	4,852	—	—	4,852
資産計	4,852	—	—	4,852

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	2,127,184	—	2,127,184
資産計	—	2,127,184	—	2,127,184
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	2,802,039	—	2,802,039
リース債務 （1年内返済予定を含む）	—	3,231,930	—	3,231,930
長期預り敷金保証金	—	206,053	—	206,053
負債計	—	6,240,023	—	6,240,023

当連結会計年度（2024年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	1,951,331	—	1,951,331
資産計	—	1,951,331	—	1,951,331
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	—	2,158,066	—	2,158,066
リース債務 （1年内返済予定を含む）	—	2,980,697	—	2,980,697
長期預り敷金保証金	—	208,560	—	208,560
負債計	—	5,347,323	—	5,347,323

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他に含まれる投資信託は、市場における取引価格が存在しないことから基準価額によっており、レベル2に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、敷金及び保証金の金額を当該貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計を同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価については、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2023年10月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	1,694	951	743
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	1,694	951	743
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	1,670	1,998	△327
② 債券	—	—	—
③ その他	27,090	29,941	△2,851
小計	28,760	31,939	△3,178
合計	30,454	32,890	△2,435

(注)取得原価は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(2024年10月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	4,852	2,949	1,902
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	4,852	2,949	1,902
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	4,852	2,949	1,902

(注)取得原価は減損処理後の帳簿価額であります。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	100,149	354	—
合計	100,149	354	—

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
① 株式	—	—	—
② 債券	—	—	—
③ その他	60,147	610	—
合計	60,147	610	—

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

前連結会計年度においては、減損処理を行った有価証券はありません。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

当連結会計年度において、市場価格がない非上場株式（その他有価証券）について10,500千円の減損処理を行っております。市場価格のない株式等の非上場株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社1社は、2008年4月に退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行しており、確定拠出型制度として確定拠出型企業年金制度を設けております。

なお、移行時の退職一時金は確定拠出年金へ移換していないため、移行時の在籍従業員に対する退職一時金に係る退職給付に係る負債を計上しております。

当社及び連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	41,751千円	33,042千円
退職給付の支払額	△8,708千円	△3,578千円
退職給付に係る負債の期末残高	33,042千円	29,464千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
非積立型制度の退職給付債務	33,042千円	29,464千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,042千円	29,464千円
退職給付に係る負債	33,042千円	29,464千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,042千円	29,464千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 一 千円 当連結会計年度 一 千円

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社1社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度20,529千円、当連結会計年度19,318千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2006年第1回ストック・オプション
会社名	提出会社
決議年月日	2006年1月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 (注) 1
株式の種類及び付与数	普通株式 6,800株 (注) 1 (注) 2
付与日	2006年1月27日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
権利行使条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日 (以下「権利行使開始日」という。) から5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②前記①に関わらず、新株予約権者は以下の a、b に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 a. 2021年1月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には2021年2月1日より行使できるものとする。 b. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。 ③新株予約権の一部行使はできないものとする。 ④新株予約権者の相続人による行使は認めない。 ⑤その他細目については、本定時株主総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2006年1月27日～2026年1月31日

(注) 1 付与対象者の区分及び人数、株式の種類及び付与数につきましては、2024年10月31日現在の人数、株式数を記載しております。

2 株式数に換算して記載しております。

2007年第1回ストック・オプション	
会社名	提出会社
決議年月日	2007年1月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 (注) 1
株式の種類及び付与数	普通株式 6,900株 (注) 1 (注) 2
付与日	2007年2月1日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
権利行使条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日 (以下「権利行使開始日」という。) から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>②前記①に関わらず、本新株予約権者は以下の a、b に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>a. 2022年1月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には2022年2月1日より行使できるものとする。</p> <p>b. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。</p> <p>③新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>④新株予約権者の相続人による行使は認めない。</p> <p>⑤その他細目については、2007年1月26日定時株主総会決議及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2007年2月1日～2027年1月31日

- (注) 1 付与対象者の区分及び人数、株式の種類及び付与数につきましては、2024年10月31日現在の人数、株式数を記載しております。
- 2 株式数に換算して記載しております。

2008年第1回ストック・オプション	
会社名	提出会社
決議年月日	2008年1月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 (注) 1
株式の種類及び付与数	普通株式 10,800株 (注) 1 (注) 2
付与日	2008年4月10日
権利確定条件	付与日以降、権利行使期間まで権利行使条件を満たすことを要する。
権利行使条件	<p>①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日 (以下「権利行使開始日」という。) から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>②前記①に関わらず、本新株予約権者は以下の a、b に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>a. 2023年1月31日に至るまでに新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には2023年2月1日より行使できるものとする。</p> <p>b. 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から30日間とする。</p> <p>③新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>④新株予約権者の相続人による行使は認めない。</p> <p>⑤その他細目については、第23回定時株主総会決議及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2008年4月10日～2028年1月31日

- (注) 1 付与対象者の区分及び人数、株式の種類及び付与数につきましては、2024年10月31日現在の人数、株式数を記載しております。
- 2 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2006年1月26日	2007年1月26日	2008年1月25日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	6,800	6,900	10,800
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	6,800	6,900	10,800
権利確定後			
前連結会計年度末(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	—	—

②単価情報

決議年月日	2006年1月26日	2007年1月26日	2008年1月25日
権利行使価額(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	654	346

2 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
(繰延税金資産)		
役員退職慰労引当金	19,171千円	21,456千円
賞与引当金	9,138千円	9,545千円
未払事業税	5,909千円	607千円
退職給付に係る負債	10,064千円	10,044千円
未払事業所税	8,140千円	9,509千円
減損損失	553,024千円	552,500千円
減価償却費	167,247千円	193,152千円
資産除去債務	56,554千円	62,918千円
株式報酬費用	2,512千円	2,812千円
投資有価証券評価損	592千円	662千円
繰越欠損金	1,720,517千円	2,205,646千円
その他	4,168千円	7,079千円
繰延税金資産小計	2,557,042千円	3,075,934千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△1,720,517千円	△2,205,646千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△812,930千円	△845,700千円
評価性引当額小計(注)1	△2,533,448千円	△3,051,347千円
繰延税金資産合計	23,594千円	24,586千円
(繰延税金負債)		
建設協力金に係る割引計算額	△14,851千円	△16,129千円
その他有価証券評価差額金	△126千円	—
資産除去費用	△8,616千円	△8,457千円
繰延税金負債合計	△23,594千円	△24,586千円
繰延税金資産の純額	—	—

(注) 1 評価性引当額が517,291千円増加しております。この増減の主な内容は、当社及び子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を485,129千円認識したこと、及び当社において減価償却費に係る評価性引当額を25,904千円を認識したことに伴うものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2023年10月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	354,017千円	5,149千円	1,361,350千円	1,720,517千円
評価性引当額	—	—	—	△354,017千円	△5,149千円	△1,361,350千円	△1,720,517千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2024年10月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	395,607千円	2,668千円	24,623千円	1,782,747千円	2,205,646千円
評価性引当額	—	—	△395,607千円	△2,668千円	△24,623千円	△1,782,747千円	△2,205,646千円
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度はともに税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2024年1月31日に資本金を100,000千円に減資したことにより、法人事業税において外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.46%から34.09%となりました。なお、この税率変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社メソッドカイザー

事業の内容 タリーズコーヒーマーケティングのフランチャイズ運営(新潟県内外22店舗)

② 企業結合を行った主な理由

当社は、様々な世代のお客様お一人おひとり、また家族みんなで、楽しめる空間と時間を創出し「日常的エンターテイメント」を提供する蔦屋書店を展開しております。店舗の品揃えや販売企画を強化する一方で、ご来店自体をエンターテイメントとする大型複合書店の店内には、多様なテナントを導入することで新たな発見や感動体験も提供しております。中でもBook&Caféスタイルの導入は、当社事業とのシナジー効果も高く重要なテナントとして位置付けております。

メソッドカイザーは、タリーズコーヒーマーケティングのフランチャイズ運営のみを行っている企業で、当社蔦屋書店店内のタリーズコーヒーマーケティング22店舗を展開しており、当社事業との親和性も極めて高い企業となっております。

当社グループは、メソッドカイザーをグループに迎え入れることで、Book&Caféスタイルの新規導入や既存店舗の運営を当社蔦屋書店事業と戦略を合わせて展開することが可能となり、今後の持続的な成長と企業価値の向上に有効であると判断いたしました。

③ 企業結合日

2023年6月5日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 当連結会計期間に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年6月1日から2023年10月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	200,000千円
取得原価		200,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

株式の取得関連費用 300千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

148,207千円

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	379,586千円
固定資産	36,280千円
資産合計	415,867千円
流動負債	184,889千円
固定負債	179,185千円
負債合計	364,074千円

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

主として、蔦屋書店事業における店舗の不動産賃貸借契約に関する原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から賃貸借契約期間の満了日までと見積り、各債務の認識時点における合理的な割引率（0.364%～2.095%）を使用して計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
期首残高	194,874千円	185,666千円
資産取得に伴う増加	—	1,016千円
時の経過による調整額	2,265千円	2,230千円
履行による減少	△11,477千円	△4,348千円
その他増減額（△は減少）	3千円	—
期末残高	185,666千円	184,564千円

(賃貸等不動産関係)

当社では、一部の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設を有しております。

なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護事業	飲食事業	
書籍	11,141,389	—	—	—	—	11,141,389
特撰雑貨・文具	3,096,241	—	—	—	—	3,096,241
ゲーム・リサイクル	403,370	342,533	—	—	—	745,904
販売用CD	333,448	—	—	—	—	333,448
販売用DVD	290,671	—	—	—	—	290,671
サッカースクール	—	—	202,668	—	—	202,668
訪問看護	—	—	—	122,286	—	122,286
飲食	—	—	—	—	426,244	426,244
その他	1,105,796	—	—	—	—	1,105,796
計	16,370,917	342,533	202,668	122,286	426,244	17,464,650
その他の収益(注)	1,488,883	—	—	—	—	1,488,883
外部顧客への売上高	17,859,800	342,533	202,668	122,286	426,244	18,953,534

(注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれるリース取引(レンタル事業、及び不動産の賃貸収入)であります。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護事業	飲食事業	
書籍	10,584,464	—	—	—	—	10,584,464
特撰雑貨・文具	3,047,805	—	—	—	—	3,047,805
ゲーム・リサイクル	230,834	384,667	—	—	—	615,502
販売用CD	240,895	—	—	—	—	240,895
販売用DVD	184,610	—	—	—	—	184,610
サッカースクール	—	—	216,833	—	—	216,833
訪問看護	—	—	—	180,299	—	180,299
飲食	—	—	—	—	1,145,029	1,145,029
その他	975,762	—	—	—	—	975,762
計	15,264,372	384,667	216,833	180,299	1,145,029	17,191,203
その他の収益(注)	1,222,824	—	—	—	—	1,222,824
外部顧客への売上高	16,487,197	384,667	216,833	180,299	1,145,029	18,414,028

(注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれるリース取引(レンタル事業、及び不動産の賃貸収入)であります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための基礎となる情報

当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報は重要性が乏しいため省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は主に、商品・サービス別の事業会社を置き、各事業会社は、取扱う商品・サービスについて包括的な事業戦略の立案並びに事業活動を展開しております。

したがって、事業会社を基礎とした商品・サービス別の事業セグメントから構成されており、「蔦屋書店事業」「ゲーム・トレーディングカード事業」「スポーツ関連事業」「訪問看護事業」「飲食事業」の5つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「蔦屋書店事業」は、書籍、CD・DVD、特撰雑貨・文具等の販売およびCD・DVD等のレンタルを取扱うチェーンストアを事業展開しております。

「ゲーム・トレーディングカード事業」は、ゲーム・トレーディングカード及び中古書籍・音楽・映像ソフトの売買を主な事業内容としており、「古本市場トップボックス」及び「ふるいちトップボックス」の店舗展開を行っております。

「スポーツ関連事業」は、サッカークラブ及びサッカー学校の運営並びにスポーツ施設の企画・経営等を事業内容として展開しております。

「訪問看護事業」は、精神疾患・認知症を中心とした訪問看護事業を行っております。

「飲食事業」は、タリーズコーヒーフランチャイズ運営を主な事業内容としており、当社の蔦屋書店内へ22店舗を展開しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益（のれん償却前）ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注) 1 (注) 3	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	蔦屋書店 事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護 事業	飲食事業			
売上高								
外部顧客に 対する売上高	17,859,800	342,533	202,668	122,286	426,244	18,953,534	—	18,953,534
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	105,856	—	36,218	—	—	142,074	△142,074	—
計	17,965,656	342,533	238,886	122,286	426,244	19,095,608	△142,074	18,953,534
セグメント利益 又は損失 (△)	△886,764	7,455	10,804	407	15,958	△852,138	49,878	△802,260
セグメント資産	16,745,538	269,327	31,166	50,179	442,430	17,538,642	△301,807	17,236,835
その他の項目								
減価償却費	462,098	19,051	263	2,074	498	483,986	—	483,986
のれんの 償却額	—	—	—	—	8,821	8,821	—	8,821
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	195,348	83,785	—	—	152,611	431,746	—	431,746

(注) 1 セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去であります。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注) 1 (注) 3	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	蔦屋書店 事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護 事業	飲食事業			
売上高								
外部顧客に 対する売上高	16,487,197	384,667	216,833	180,299	1,145,029	18,414,028	—	18,414,028
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	219,905	—	36,218	—	—	256,123	△256,123	—
計	16,707,102	384,667	253,051	180,299	1,145,029	18,670,151	△256,123	18,414,028
セグメント利益 又は損失 (△)	△609,989	△13,106	12,281	21,346	47,648	△541,820	39,862	△501,957
セグメント資産	15,298,158	268,767	44,342	75,018	429,201	16,115,486	△335,126	15,780,360
その他の項目								
減価償却費	378,995	30,528	905	1,273	7,769	419,471	△2,294	417,176
のれんの 償却額	—	—	—	—	21,172	21,172	—	21,172
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	200,587	28,482	687	2,569	29,337	261,664	△3,000	258,664

(注) 1 セグメント利益又は損失 (△) の調整額39,862千円は、のれんの償却額21,172千円およびセグメント間取引消去18,689千円であります。

2 セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護事業	飲食事業		
減損損失	430,797	—	—	—	—	—	430,797

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護事業	飲食事業		
減損損失	94,430	—	—	—	—	—	94,430

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護事業	飲食事業		
当期償却額	—	—	—	—	8,821	—	8,821
当期末残高	—	—	—	—	139,385	—	139,385

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	蔦屋書店事業	ゲーム・ トレーディング カード事業	スポーツ 関連事業	訪問看護事業	飲食事業		
当期償却額	—	—	—	—	21,172	—	21,172
当期末残高	—	—	—	—	118,213	—	118,213

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(被所有割合)(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社(法人)	株式会社トーハン	東京都新宿区	4,500	書籍・雑誌等出版物の取次販売、これに関する物流業務	(被所有)直接22.59	書籍・雑誌等出版物の取次	商品の購入	5,348,836	買掛金	5,852,292
その他の関係会社(法人)	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	東京都渋谷区	100	TSUTAYA、蔦屋書店、Tカード等のプラットフォームを通じてお客様にライフスタイルを提案する企画会社	(被所有)直接15.48	レンタルCD・DVD等のフランチャイズ契約の締結、備品等の購入	預り金の入金	330,000	預り金	330,000

(注) 1 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2 商品の仕入額については、双方協議の上、決定しております。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合(被所有割合)(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社(法人)	株式会社トーハン	東京都新宿区	4,500	書籍・雑誌等出版物の取次販売、これに関する物流業務	(被所有)直接22.55	書籍・雑誌等出版物の取次	商品の購入	7,593,092	買掛金	2,713,780
主要株主(法人)	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	東京都渋谷区	100	TSUTAYA、蔦屋書店、Tカード等のプラットフォームを通じてお客様にライフスタイルを提案する企画会社	(被所有)直接15.49	当社株式の保有	預り金の返金	330,000	—	—

(注) 1 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

2 商品の仕入条件については、双方協議の上、決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
1株当たり純資産額	19円79銭	△36円98銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△110円98銭	△45円97銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	—	—

(注) 1 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年10月31日)	当連結会計年度 (2024年10月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,510,233	1,617,769
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	308,872	△577,245
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	2,201,360	2,195,014
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	8,249	8,249
非支配株主持分	30,110	23,765
優先株式の払込金額	2,100,000	2,100,000
優先配当額	63,000	63,000
普通株式の発行済株式数(株)	16,214,400	16,214,400
普通株式の自己株式数(株)	603,480	603,480
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式数(株)	15,610,920	15,610,920

3 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
1株当たり当期純損失金額(△)		
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△1,376,505	△717,624
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△1,376,505	△717,624
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	12,403,345	15,610,920
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,500,000	4,500,000	1.0	—
1年以内に返済予定の長期借入金	644,676	587,887	1.0	—
1年以内に返済予定のリース債務	335,237	355,547	1.8	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,195,680	1,607,793	1.1	2025年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,920,864	2,708,864	1.4	2025年～2044年
その他有利子負債				
設備未払金	4,677	7,135	3.2	—
長期未払金	11,689	21,267	3.4	2025年～2031年
合計	10,612,825	9,788,494	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2 その他有利子負債「設備未払金」は、連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めて表示しております。
 3 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	559,588	486,432	264,593	172,864
リース債務	347,165	334,928	290,213	253,490
その他有利子負債				
長期未払金	7,050	7,050	4,644	2,085

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	5,073,513	9,792,552	14,041,348	18,414,028
税金等調整前四半期(当期)純損失金額(△) (千円)	△48,257	△198,918	△357,868	△684,127
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失金額(△) (千円)	△56,870	△218,618	△385,412	△717,624
1株当たり四半期(当期)純損失金額(△) (円)	△3.64	△14.00	△24.69	△45.97

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△3.64	△10.36	△10.68	△21.28

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,290,917	684,174
売掛金	270,008	300,301
リース投資資産	118,973	115,349
商品	7,250,385	6,899,362
前払費用	※1 247,940	※1 227,523
未収入金	※1 132,223	※1 169,814
その他	97,365	2,065
貸倒引当金	△400	△400
流動資産合計	9,407,414	8,398,193
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,130,821	988,555
構築物	※3 179,375	※3 151,298
車両運搬具	6,598	1,751
工具、器具及び備品	49,333	48,735
土地	1,423,310	1,415,040
リース資産	1,893,181	1,838,152
有形固定資産合計	4,682,620	4,443,533
無形固定資産		
ソフトウェア	4,336	3,268
電話加入権	12,693	12,693
無形リース資産	370	—
無形固定資産合計	17,400	15,961
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 41,264	※2 32,254
関係会社株式	281,750	281,750
出資金	100	100
長期前払費用	118,277	81,824
敷金及び保証金	2,288,027	2,104,052
その他	48,070	58,700
投資その他の資産合計	2,777,488	2,558,681
固定資産合計	7,477,509	7,018,177
資産合計	16,884,924	15,416,371

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 2,677,417	※1 3,225,502
短期借入金	※4 4,500,000	※4 4,500,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 626,712	※2 565,003
リース債務	335,237	355,547
資産除去債務	5,481	3,127
未払金	※1 248,135	※1 265,303
未払費用	18,316	18,566
未払法人税等	44,597	25,120
未払消費税等	24,110	77,341
前受金	—	2,613
預り金	380,273	39,395
前受収益	※1 76,491	※1 73,524
賞与引当金	30,000	28,000
設備関係未払金	4,677	7,135
株主優待引当金	—	7,500
流動負債合計	8,971,449	9,193,682
固定負債		
長期借入金	※2 1,956,944	※2 1,391,941
リース債務	2,920,864	2,708,864
資産除去債務	180,185	181,437
長期前受収益	1,277	158
退職給付引当金	33,042	29,464
役員退職慰労引当金	62,941	62,941
関係会社事業損失引当金	68,601	56,776
長期末払金	11,689	21,267
長期預り敷金保証金	214,291	216,542
固定負債合計	5,449,838	4,669,392
負債合計	14,421,288	13,863,074
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,342,378	100,000
資本剰余金		
資本準備金	366,924	15,840
その他資本剰余金	1,679,554	4,100,184
資本剰余金合計	2,046,479	4,116,024
利益剰余金		
利益準備金	9,160	9,160
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,673,017	△2,412,012
利益剰余金合計	△1,663,857	△2,402,852
自己株式	△270,027	△270,027
株主資本合計	2,454,971	1,543,144
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	415	1,902
評価・換算差額等合計	415	1,902
新株予約権	8,249	8,249
純資産合計	2,463,636	1,553,296
負債純資産合計	16,884,924	15,416,371

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年11月 1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月 1日 至 2024年10月31日)
売上高	※1 17,965,656	※1 16,707,102
売上原価	※1 12,686,391	※1 11,692,051
売上総利益	5,279,265	5,015,050
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	110,890	105,537
役員報酬	154,610	145,125
給料及び手当	1,314,573	1,265,573
従業員賞与	31,178	28,000
賞与引当金繰入額	30,000	28,000
退職給付費用	21,342	21,665
法定福利費	181,876	179,300
福利厚生費	88,106	80,566
支払手数料	60,451	28,333
旅費及び交通費	66,854	65,384
不動産賃借料	2,113,284	1,933,552
賃借料	14,594	18,702
減価償却費	409,682	323,414
消耗品費	87,586	85,714
修繕費	32,197	24,718
水道光熱費	418,338	361,984
租税公課	129,219	75,145
株主優待引当金繰入額	—	7,500
その他	901,244	846,820
販売費及び一般管理費合計	※1 6,166,029	※1 5,625,040
営業損失(△)	△886,764	△609,989
営業外収益		
受取利息	9,104	8,692
受取地代家賃	58,460	58,500
協賛金収入	12,889	12,676
関係会社事業損失引当金戻入益	10,657	11,825
雑収入	20,254	14,327
営業外収益合計	※1 111,365	※1 106,021
営業外費用		
支払利息	106,965	106,142
新株発行費	※2 20,474	—
営業外費用合計	127,440	106,142
経常損失(△)	△902,839	△610,110
特別利益		
固定資産売却益	※3 6,267	※3 7,166
特別利益合計	※1 6,267	※1 7,166
特別損失		
減損損失	※4 430,797	※4 94,430
投資有価証券評価損	—	10,500
固定資産処分損	※5 33,588	—
リース解約損	※6 2,037	※6 6,119
特別損失合計	466,423	111,050
税引前当期純損失(△)	△1,362,995	△713,994
法人税、住民税及び事業税	21,000	25,000
法人税等合計	21,000	25,000
当期純損失(△)	△1,383,995	△738,994

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,007,370	12,065	1,897,912	1,909,978	9,160	△289,021	△279,861
当期変動額							
新株の発行	335,008	335,008	—	335,008	—	—	—
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	—	△198,507	△198,507	—	—	—
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	—	19,850	△19,850	—	—	—	—
当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△1,383,995	△1,383,995
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	335,008	354,858	△218,357	136,500	—	△1,383,995	△1,383,995
当期末残高	2,342,378	366,924	1,679,554	2,046,479	9,160	△1,673,017	△1,663,857

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△270,027	3,367,459	△15,223	△15,223	8,249	3,360,484
当期変動額						
新株の発行	—	670,016	—	—	—	670,016
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△198,507	—	—	—	△198,507
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	—	—	—	—	—	—
当期純損失（△）	—	△1,383,995	—	—	—	△1,383,995
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	15,638	15,638	—	15,638
当期変動額合計	—	△912,487	15,638	15,638	—	△896,848
当期末残高	△270,027	2,454,971	415	415	8,249	2,463,636

当事業年度(自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,342,378	366,924	1,679,554	2,046,479	9,160	△1,673,017	△1,663,857
当期変動額							
減資	△2,242,378	△366,924	2,609,302	2,242,378	—	—	—
剰余金(その他資本剰余金)の配当	—	—	△172,832	△172,832	—	—	—
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	—	15,840	△15,840	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	△738,994	△738,994
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△2,242,378	△351,084	2,420,629	2,069,545	—	△738,994	△738,994
当期末残高	100,000	15,840	4,100,184	4,116,024	9,160	△2,412,012	△2,402,852

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△270,027	2,454,971	415	415	8,249	2,463,636
当期変動額						
減資	—	—	—	—	—	—
剰余金(その他資本剰余金)の配当	—	△172,832	—	—	—	△172,832
剰余金の配当に伴う資本準備金の積立	—	—	—	—	—	—
当期純損失(△)	—	△738,994	—	—	—	△738,994
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	1,487	1,487	—	1,487
当期変動額合計	—	△911,827	1,487	1,487	—	△910,340
当期末残高	△270,027	1,543,144	1,902	1,902	8,249	1,553,296

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、リサイクル商品は総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～34年

構築物 10年～20年

工具、器具
及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 無形リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 長期前払費用

定額法

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待の支出に備えるため、当事業年度における支出見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき算出しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、2008年4月に退職給与規程の改正を行い、退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行しております。本移行においては退職一時金を確定拠出年金へ移換していないため、移行時の在籍従業員に対する退職一時金に係る退職給付引当金を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

なお、2005年4月に役員退職慰労金内規の改正を行い、2004年11月以降の役員退職慰労金の新規積立を停止しております。そのため、2004年11月以降の役員退職慰労引当金の新たな繰入れは行っておりません。

(6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当該関係会社の財政内容等を勘案し、計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業は蔦屋書店事業であり、蔦屋書店事業では書籍、特撰雑貨・文具、セルCD及びDVD等の商品を主として路面店舗を通じて販売事業を展開しております。このような販売形態におきましては、約束した財又はサービスの支配が引渡しの時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しているため、主として当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、消化仕入など、当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ

(ヘッジ対象) 借入金の利息

③ヘッジ方針

当社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行う際には、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	4,682,620	4,443,533
無形固定資産	17,400	15,961
長期前払費用	118,277	81,824
固定資産合計	4,818,297	4,541,320
減損損失	430,797	94,430

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「スクラップ売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「営業外収益」の「スクラップ売却益」に表示しておりました5,037千円は、「雑収入」として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
短期金銭債権	106,665千円	125,809千円
短期金銭債務	5,883,908千円	2,756,387千円
長期金銭債権	—	—
長期金銭債務	—	—

※2 債務の担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
投資有価証券	1,670千円	2,768千円
計	1,670千円	2,768千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
1年内返済予定の長期借入金	150,000千円	100,000千円
長期借入金	500,000千円	400,000千円
計	650,000千円	500,000千円

※3 国庫補助金受入

国庫補助金等受入により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
構築物	21,414千円	21,414千円
計	21,414千円	21,414千円

※4 当座貸越契約等

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

なお、事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
当座貸越極度額等	5,000,000千円	5,000,000千円
借入実行残高	4,500,000千円	4,500,000千円
差引額	500,000千円	500,000千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)	当事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
営業収益	94,616千円	219,905千円
営業費用	6,170,700千円	7,427,917千円
営業外収益	100,633千円	59,224千円
特別損益	3,458千円	3,000千円

※2 新株発行費

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)
増資のための普通株式発行費用であります。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
該当事項はありません。

※3 固定資産売却益

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)
閉店店舗のレンタル中古資産の売却によるものであります。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)
車両運搬具及び店舗用設備・什器の売却によるものであります。

※4 減損損失

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物	新潟県 5店舗
	工具、器具及び備品	長野県 1店舗
	リース資産	東京都 1店舗
	長期前払費用	神奈川県 2店舗
	借地権	埼玉県 1店舗
		群馬県 1店舗
		宮城県 1店舗

当社は、主に店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。当事業年度においては、収益性が著しく低下した以下の資産について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失430,797千円として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物56,000千円、工具、器具及び備品5,028千円、リース資産315,406千円、長期前払費用28,462千円、借地権25,900千円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価額または路線価に基づいて金額を算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを割引率1.46%を用いて算定した使用価値により測定しております。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗	建物及び構築物	新潟県 5店舗
	工具、器具及び備品	長野県 2店舗
	リース資産	神奈川県 1店舗
	土地	埼玉県 3店舗
	一括償却資産	群馬県 1店舗
	長期前払費用	

当社は、主に店舗を基本単位として資産のグルーピングを行っております。当事業年度においては、収益性が著しく低下した以下の資産について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失94,430千円として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物43,764千円、工具、器具及び備品3,375千円、土地8,270千円、リース資産14,170千円、一括償却資産55千円、長期前払費用24,795千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額は売却見込額等合理的な見積りにより算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを割引率2.84%を用いて算定した使用価値により測定しております。

※5 固定資産処分損

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

主に閉店店舗の撤去費用であります。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

※6 リース解約損

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

主に閉店店舗のリース解約に係る損失であります。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

主に閉店店舗のリース解約に係る損失であります。

(有価証券関係)

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額281,750千円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額281,750千円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年10月31日)	当事業年度 (2024年10月31日)
(繰延税金資産)		
役員退職慰労引当金	19,171千円	21,456千円
賞与引当金	9,138千円	9,545千円
未払事業税	5,821千円	—
退職給付引当金	10,064千円	10,044千円
未払事業所税	8,140千円	9,509千円
関係会社事業損失引当金	20,896千円	19,355千円
減損損失	553,024千円	552,500千円
減価償却費	167,247千円	193,152千円
資産除去債務	56,554千円	62,918千円
株式報酬費用	2,512千円	2,812千円
投資有価証券評価損	592千円	662千円
関係会社株式評価損	13,402千円	14,999千円
繰越欠損金	1,655,326千円	2,146,593千円
その他	4,168千円	7,079千円
繰延税金資産小計	2,526,061千円	3,050,628千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△1,655,326千円	△2,146,593千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引 当額 (注)	△847,141千円	△879,448千円
評価性引当額小計	△2,502,467千円	△3,026,041千円
繰延税金資産合計	23,594千円	24,586千円
(繰延税金負債)		
建設協力金に係る割引計算額	△14,851千円	△16,129千円
その他有価証券評価差額	△126千円	—
資産除去費用	△8,616千円	△8,457千円
繰延税金負債合計	△23,594千円	△24,586千円
繰延税金資産の純額	—	—

(注) 評価性引当額については、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」

注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しておま
す。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度はともに税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2024年1月31日に資本金を100,000千円に減資したことにより、法人事業税において外形標準課税が不適用
となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.46%から
34.09%となりました。なお、この税率変更による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)

(取得による企業結合)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」へ記載した内容と同一であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	3,955,690	8,795	249,480 (36,425)	3,715,004	2,726,449	114,635	988,555
構築物	1,076,666	2,187	92,850 (7,338)	986,003	834,705	22,925	151,298
車両運搬具	22,837	1,123	13,661	10,299	8,548	3,036	1,751
工具、器具及び備品	761,191	23,138	75,220 (3,430)	709,109	660,374	20,305	48,735
リース資産	5,030,480	164,643	14,170 (14,170)	5,180,953	3,342,801	205,501	1,838,152
土地	1,423,310	—	8,270 (8,270)	1,415,040	—	—	1,415,040
有形固定資産計	12,270,177	199,887	453,653 (69,635)	12,016,412	7,572,878	366,405	4,443,533
無形固定資産							
ソフトウェア	8,200	700	—	8,900	5,631	1,768	3,268
電話加入権	12,693	—	—	12,693	—	—	12,693
無形リース資産	3,700	—	3,700	—	—	370	—
無形固定資産計	24,593	700	3,700	21,593	5,631	2,138	15,961
長期前払費用	300,692	8,820	42,812 (24,795)	266,700	184,875	12,873	81,824

(注) 1 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2 建物の増加の主な要因は、新潟万代の建物附属設備等の取得によるものであります。

3 建物の減少の主な要因は、柏崎岩上店及び佐久野沢店の減損計上によるものであります。

4 構築物の減少の主な要因は、六日町店及び佐久野沢店の減損計上によるものであります。

5 工具、器具及び備品の増加の主な要因は、新潟万代の什器の取得によるものであります。

6 工具、器具及び備品の減少の主な要因は、六日町店及び佐久野沢店の減損計上によるものであります。

7 リース資産の増加の主な要因は、イオン仙台泉大沢店の取得によるものであります。

8 リース資産の減少の主な要因は、滑川店の備品リース減損計上によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	400	—	—	400
賞与引当金	30,000	28,000	30,000	28,000
株主優待引当金	—	7,500	—	7,500
役員退職慰労引当金	62,941	—	—	62,941
関係会社事業損失引当金	68,601	—	11,825	56,776

(注) 1 引当金計上の理由および額の算定方法については、「5 経理の状況 2財務諸表等 注記事項 (重要な会計方針) 3 引当金の計上基準」に記載のとおりであります。

2 関係会社事業損失引当金の減少は、関係会社の債務超過が縮小されたことに伴い、減少したものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで		
定時株主総会	1月中		
基準日	10月31日		
剰余金の配当の基準日	4月30日、10月31日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り	(特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 取次所 ー 買取手数料 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額		
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行っております。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行っております。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載いたします。 公告掲載URL https://www.topculture.co.jp/library/e_publicnotice/		
株主に対する特典	当社は、株主の皆様の日頃からのご支援にお応えするとともに、当社商品及び事業へのご理解をより一層深めていただくこと、並びに当社株式への投資魅力を高め、中長期的に当社株式を保有していただける株主様の増加を図ることを目的として、株主優待制度を導入しております。 10月末の当社株主名簿に記載されている株主様を対象に、保有株式数及び保有期間に応じて実施し、優待品は12月末頃発送の株主総会招集通知に同封させていただき予定であります。		
	株主優待の内容		
	優待品：図書カード		
	保有株式数	保有年数1年未満	保有年数1年以上(注)
	500株以上1,500株未満	1,000円分	1,500円分
1,500株以上	2,000円分	3,000円分	
(注) 保有年数1年以上とは、以下の条件を両方とも満たしている状態を指します。 ・4月末及び10月末の株主名簿に同一の株主番号で連続3回以上記載されていること ・上記の記載期間において保有株式数が常に贈呈の基準を満たしていること			

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第39期（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

2024年1月26日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第39期（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

2024年1月26日 関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び四半期報告書の確認書

第40期第1四半期（自 2023年11月1日 至 2024年1月31日）

2024年3月14日 関東財務局長に提出

第40期第2四半期（自 2024年2月1日 至 2024年4月30日）

2024年6月14日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2
（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2025年1月17日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年1月30日

株式会社トップカルチャー

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸 田 力 也 印

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トップカルチャーの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トップカルチャー及び連結子会社の2024年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社トップカルチャーが保有する固定資産の減損損失の認識判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社トップカルチャー（以下、「会社」という。）は、書籍・文具・雑貨等の販売及び音楽・映像ソフトの販売・レンタルを行う蔦屋書店を中心とした小売店舗を運営しているが、近隣の小売店舗やインターネット配信サービス等との競合により、売上高が減少している。そのため、会社は、2024年10月期を初年度とした3カ年の中期経営計画に基づき、新商品の導入やテナント誘致といった売上改善施策の導入を進めている。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）固定資産の減損に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末時点で固定資産を4,541,320千円（連結総資産の28.8%）計上している。また、当連結会計年度において、減損損失を94,430千円計上している。</p> <p>会社は、店舗単位で資産のグルーピングを行い、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合等、減損の兆候が把握された資産グループについては、当該資産グループごとに、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、固定資産の帳簿価額と比較して、減損損失の認識を判定している。また、減損損失の認識が必要と判断された場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。なお、回収可能価額は、将来キャッシュ・フローの現在価値（使用価値）と正味売却価額のいずれか高い方の金額である。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる店舗損益計画には、商品別の売上高変動率、新商品の売上高予測、テナント誘致による賃料収入予測が主要な仮定として含まれるが、これらの仮定は、消費者や競合他社の動向といった外部環境の変化による影響を受けるため、経営者による主観的な判断と不確実性が伴う。</p> <p>以上より、当監査法人は、株式会社トップカルチャーが保有する固定資産の減損損失の認識判定の妥当性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社トップカルチャーが保有する固定資産の減損損失の認識判定の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 減損の兆候の把握に用いられた店舗別の営業損益の正確性を検証するため、各店舗の営業損益について会計システムから出力されたデータと突合するとともに、本社費配賦について再計算を実施した。 取締役会で承認された店舗予算と、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となった店舗損益計画を比較検討し、整合的であるかどうかを確かめた。 前連結会計年度末において減損の兆候のあった店舗について、会社が導入を計画していた売上改善施策の実施状況を確認するとともに、当該店舗に係る当連結会計年度の予算と実績の比較分析を行い、当連結会計年度末において減損の兆候のある店舗に係る店舗損益計画に与える影響を検討した。 商品別の売上高変動率の合理性を検証するために、主な商品について、以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 過年度からの趨勢分析や当該商品の翌連結会計年度の予算と当連結会計年度の実績との比較検討を行った。 当連結会計年度末以降の月次売上高を把握し、前年同月実績との比較分析を行った。 新商品の売上高予測の合理性を検証するために、以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 新商品の内容や販売開始時期等の導入計画について、店舗開発責任者に質問を実施した。 導入計画によって予測される新商品の売上高及び新商品の導入によって予測される既存商品の売上高の減少について、店舗開発責任者への質問や他店での導入実績との比較検討を行った。 テナント誘致による賃料収入予測の合理性を検証するために、契約条件の協議文書を開覧した。 店舗損益計画に、一定の不確実性を織り込んだ場合の将来キャッシュ・フローの見積りに与える影響を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トップカルチャーの2024年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社トップカルチャーが2024年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月30日

株式会社トップカルチャー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 間 洋 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸 田 力 也 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トップカルチャーの2023年11月1日から2024年10月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トップカルチャーの2024年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の認識判定の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(株式会社トップカルチャーが保有する固定資産の減損損失の認識判定の妥当性)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年1月30日

【会社名】 株式会社トップカルチャー

【英訳名】 TOP CULTURE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 清水大輔

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役経営企画室長 兼 管理本部長 吉田勝一

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長CEO 清水大輔及び当社最高財務責任者取締役経営企画室長兼管理本部長 吉田勝一は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年10月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が、前連結会計年度の連結売上高の2/3を超えている事業拠点を、「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定項目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年1月30日

【会社名】 株式会社トップカルチャー

【英訳名】 TOP CULTURE Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 清水大輔

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役経営企画室長 兼 管理本部長 吉田勝一

【本店の所在の場所】 新潟県新潟市西区小針4丁目9番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長CEO 清水大輔及び当社最高財務責任者取締役経営企画室長兼管理本部長 吉田勝一は、当社の第40期(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

